
東広島市

男女共同参画に関する市民意識調査報告書

《概要版》

平成26年3月

東 広 島 市

はじめに

国においては、男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付けられ、「第3次男女共同参画基本計画」に基づき、あらゆる分野でさまざまな取組が展開されているところです。

本市におきましても、男女が社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画することができる社会の実現を目指し、「東広島市男女共同参画推進計画(きらきらプラン)」を策定し、男女共同参画を推進する施策・事業に取り組んでいます。

本計画では、計画に示す施策・事業について、5年毎にその効果を検証しその結果を次の5年間の計画へ反映させ、より効果的な取組となることを目指しております。

今回の意識調査は、平成27年度からの5年間の計画策定に向けて、男女共同に関する本市の現状や市民のニーズを把握するために実施しました。

皆様の貴重なご意見を踏まえ、より充実した計画内容になるよう努めてまいります。

終わりに、本調査の実施に際して、ご協力いただきました市民の皆様並びに調査分析にご協力いただきました広島大学関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成26年3月

東広島市長 藏 田 義 雄

目次

調査概要	1
調査結果	
1 男女平等について	3
2 家庭生活について	6
3 就労について	11
4 子育てについて	14
5 社会参画について	15
6 健康管理、介護について	17
7 男女の人権などについて	21
8 メディアにおける性・暴力表現について	26
9 男女共同参画社会について	28

調査概要

1 調査目的

男女共同参画に関する市民の意識実態を把握し、「第2次東広島市男女共同参画推進計画」の第2期実施計画（平成27年度～平成31年度）策定に係る基礎資料とするとともに、今後の東広島市の男女共同参画に関する施策に反映させていくことを目的とする。

2 調査対象

市内在住の18歳以上の方2,000名を無作為に抽出

3 調査方法

郵送による配付、回収

4 調査期間

平成25年7月1日から平成25年7月19日まで

5 調査・分析機関

広島大学

6 回収結果

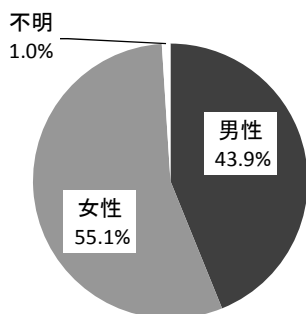
配布数	回収数	無効回答数	有効回答数	有効回収率
2,000	1,006	12	994	49.7%

有効回答数の内約は、男性436（43.9%）、女性548（55.1%）、不明10（1.0%）であった。

○回答者の属性(性別、年齢)

回答者の性別は、「女性」が55.1%で「男性」に比べてやや多い。

東広島市全体の人口構成と比べると、本調査には男性がやや少なく、女性がやや多く答えているようである。



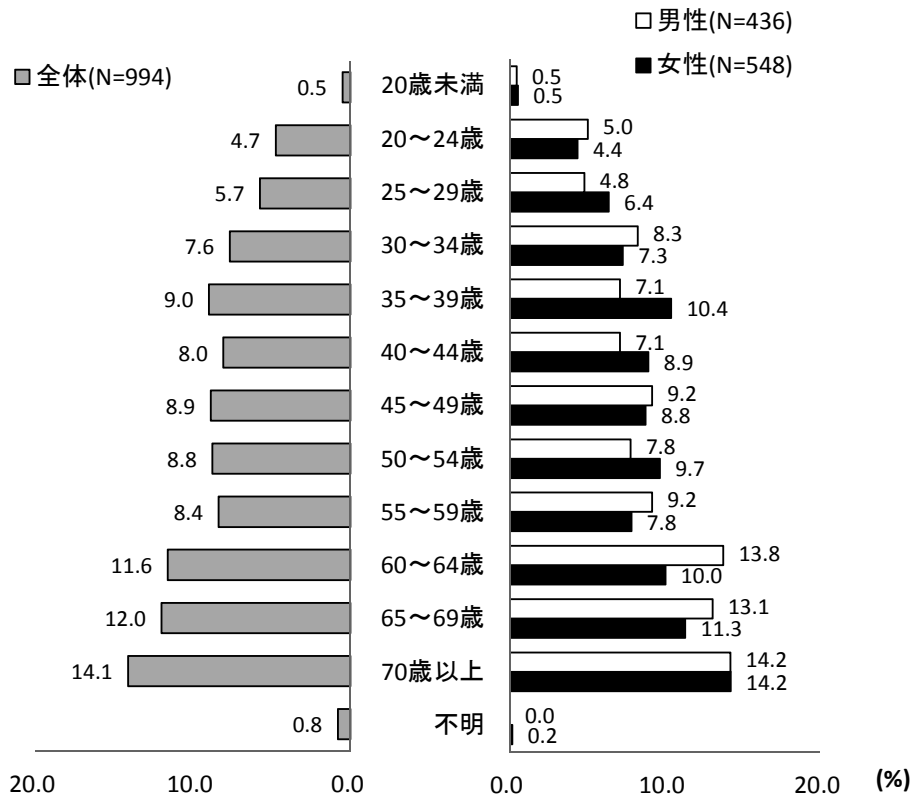
<参考>

東広島市全体の18歳以上人口

(平成25年7月末現在)

全体	150,216人
男性	74,374人 (49.5%)
女性	75,842人 (50.5%)

回答者の年齢は、「70歳以上」が14.1%で最も多く、次が「65～69歳」12.0%である。



7 報告書を読む上での注意事項

- (1) グラフ中の「N」はその項目における回答者を合計した実数値であり、回答比率（%）算出の基数となる。
- (2) 比率については小数点以下第2位を四捨五入しているため、各比率の合計が100%に合致しない場合がある。
- (3) 表やグラフ中のMAの表示は複数回答(Multiple Answer)を意味している。複数回答を求めた質問では、回答者数を基数として比率算出を行っているため、比率の合計は100%を超える。
- (4) クロス集計の際は、クロス項目の無回答者を除いている。
- (5) 本調査は標本調査であるため、東広島市民全体の意見を推定する場合、誤差を伴う。標本誤差は回答者数(N)と得られた結果の比率によって異なるが、本調査における誤差は下表のとおりである。

(例) 回答者数が994人で、その設問に対する回答比率が10.0%の場合、±1.9%の標本誤差がある。
つまり、「8.1%から11.9%の間に真の値がある」と推定される。

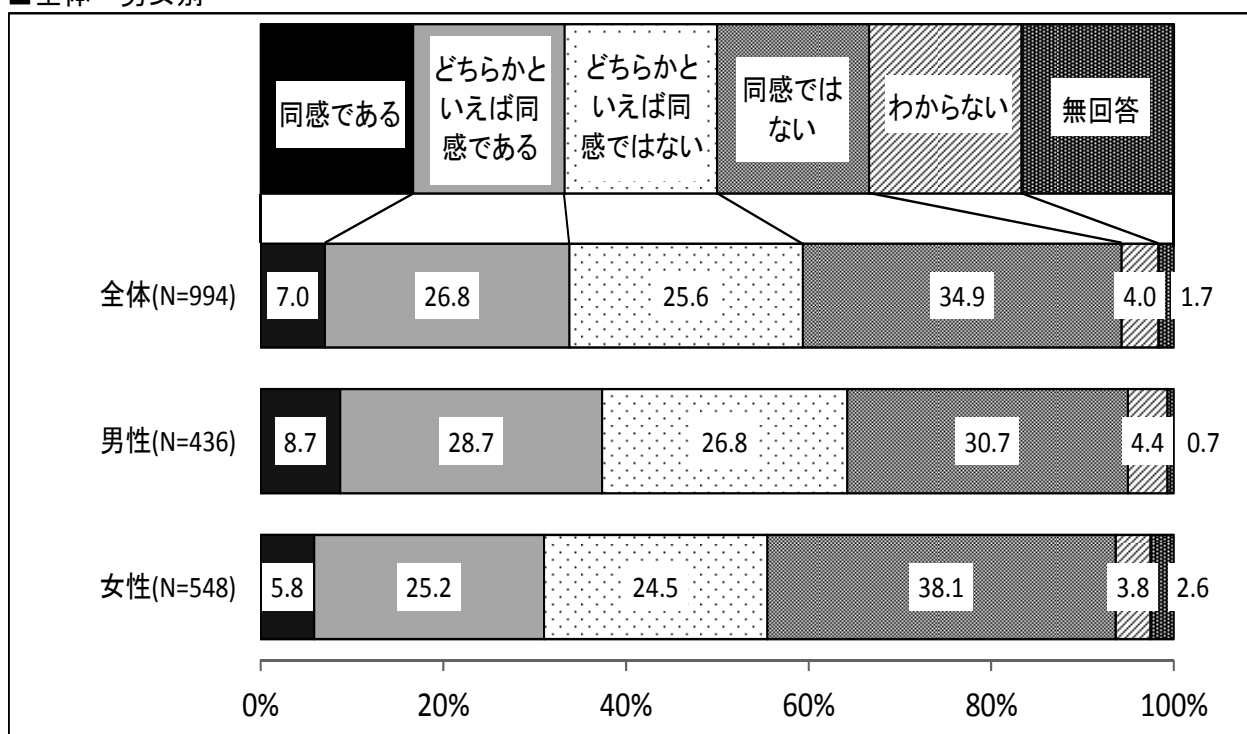
回答比率	標本誤差
10%または90%	±1.9%
20%または80%	±2.5%
30%または70%	±2.8%
40%または60%	±3.0%
50%	±3.1%

調査結果

1 男女平等について

【問 1】 「男は仕事、女は家事・育児」という考え方について

■全体・男女別



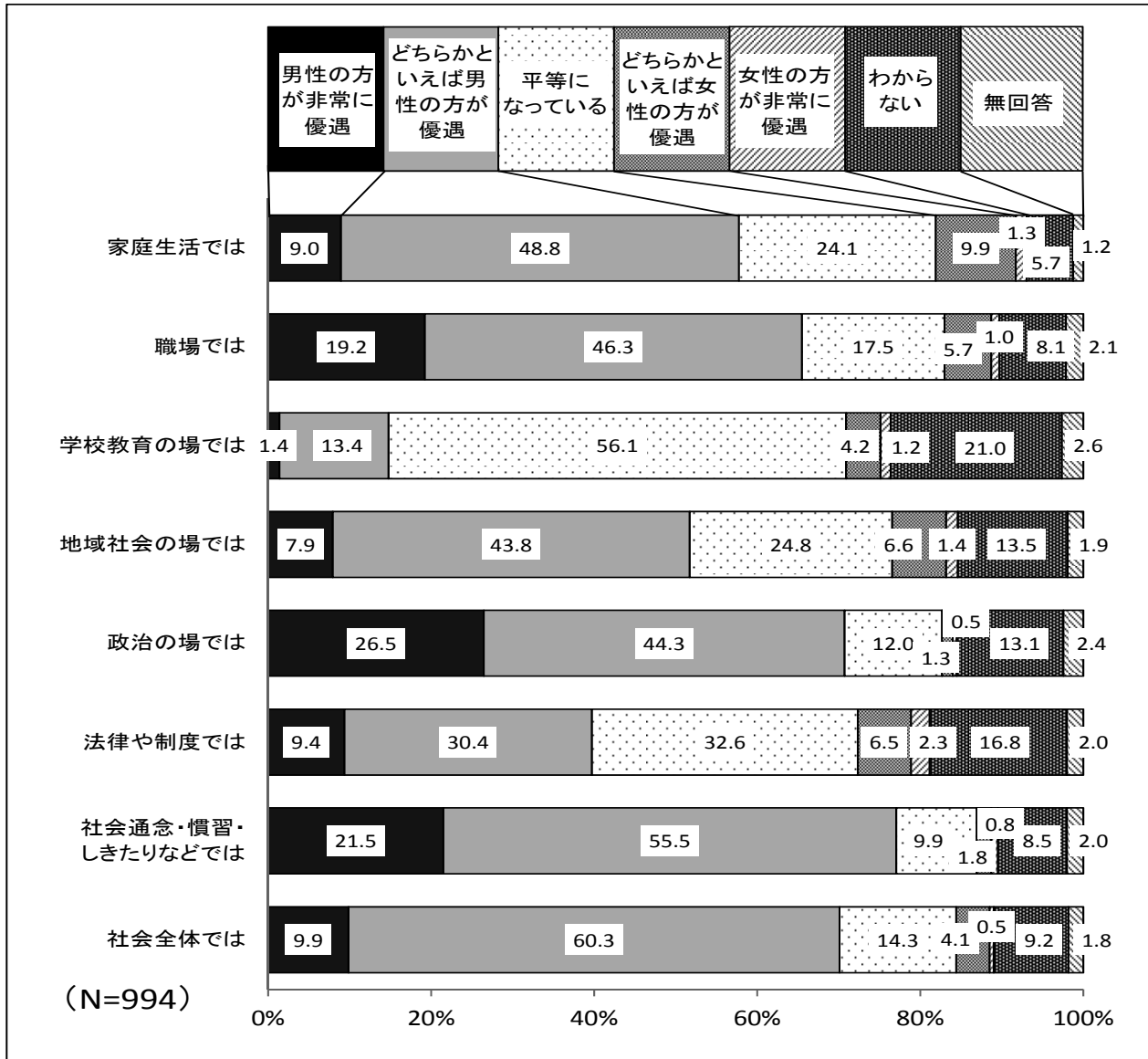
⇒「男は仕事、女は家事・育児」という考えに約6割の人が同感していない。

■口ご存知ですか？固定的な性別役割分業口■

- ・「男は仕事、女は家事・育児」という考え方を、「固定的な性別役割分業」といいます。
- ・この意識から、家事や育児の負担が女性に偏りがちになり、女性の社会進出が進まなかったり、仕事を持つ女性に過度な負担がかかったりする原因となっています。

【問2】 男女の地位について

■全体



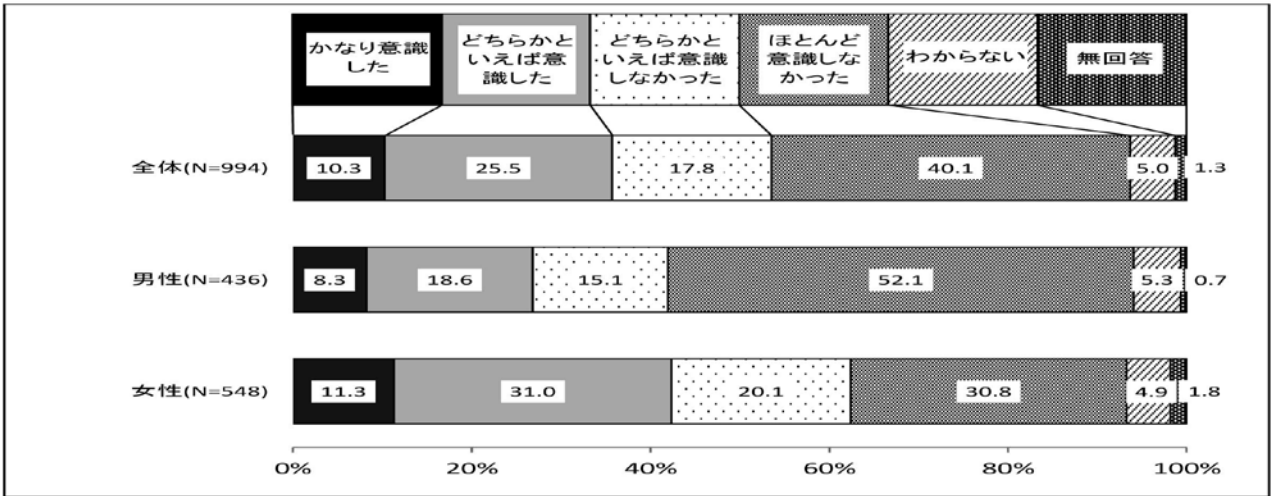
⇒「社会通念・慣習・しきたり」、「政治の場」、「職場」、「社会全体」で男性が優遇されていると感じる人が6割を超えており、唯一、「学校教育の場」では、半数以上が平等だと感じている。
⇒前回の調査（平成20年）に比べ、「平等になっている」という回答の比率はあまり変化していない。

（前回調査結果より「平等になっている」と回答した方の割合）

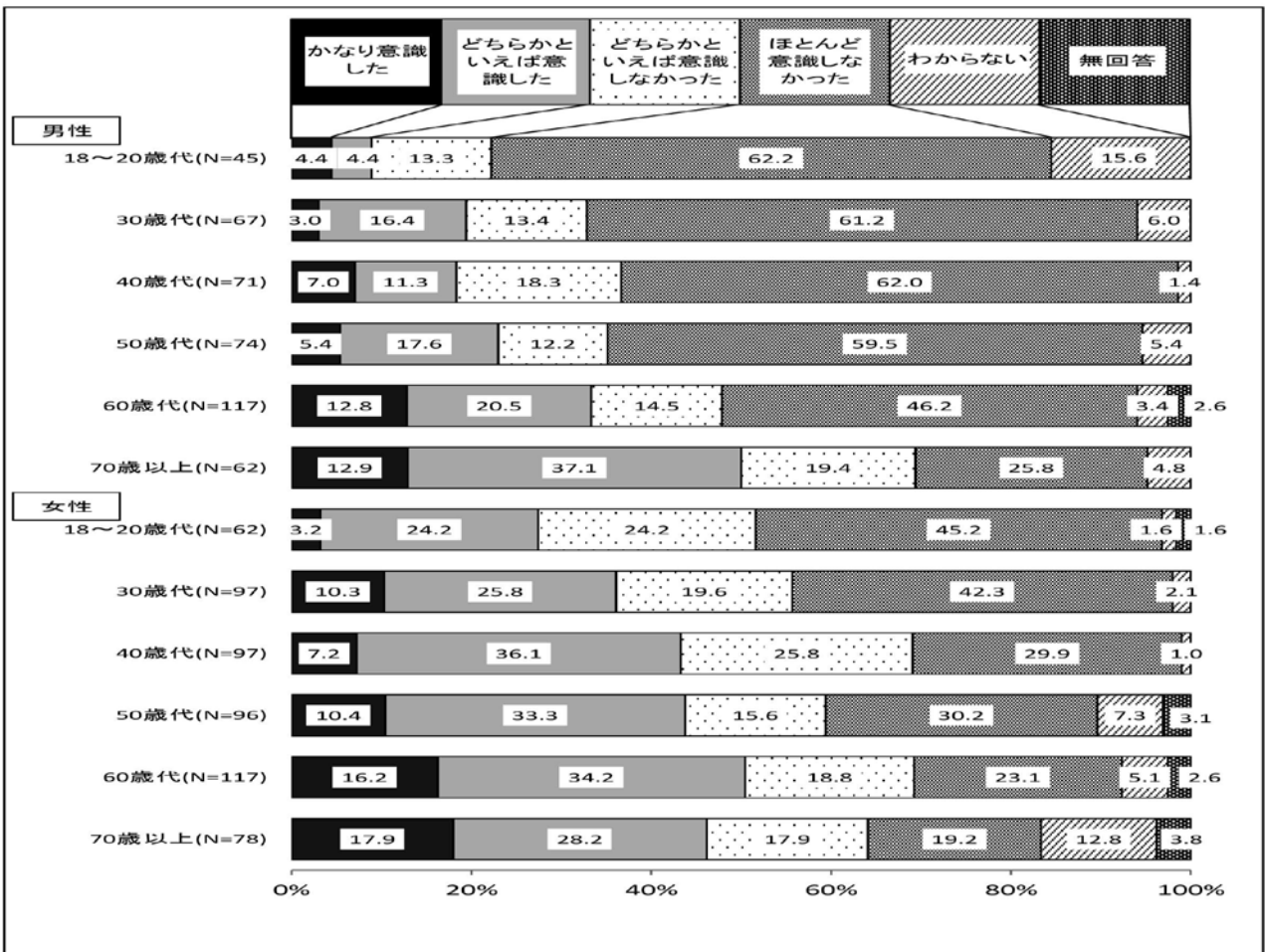
「社会通念・慣習・しきたり」10.7%、「政治の場」13.6%、「職場」17.4%、「社会全体」16.6%

【問3】 進路や職業を選択する際に、性別を意識したか

■全体・男女別



■男女別・年齢別

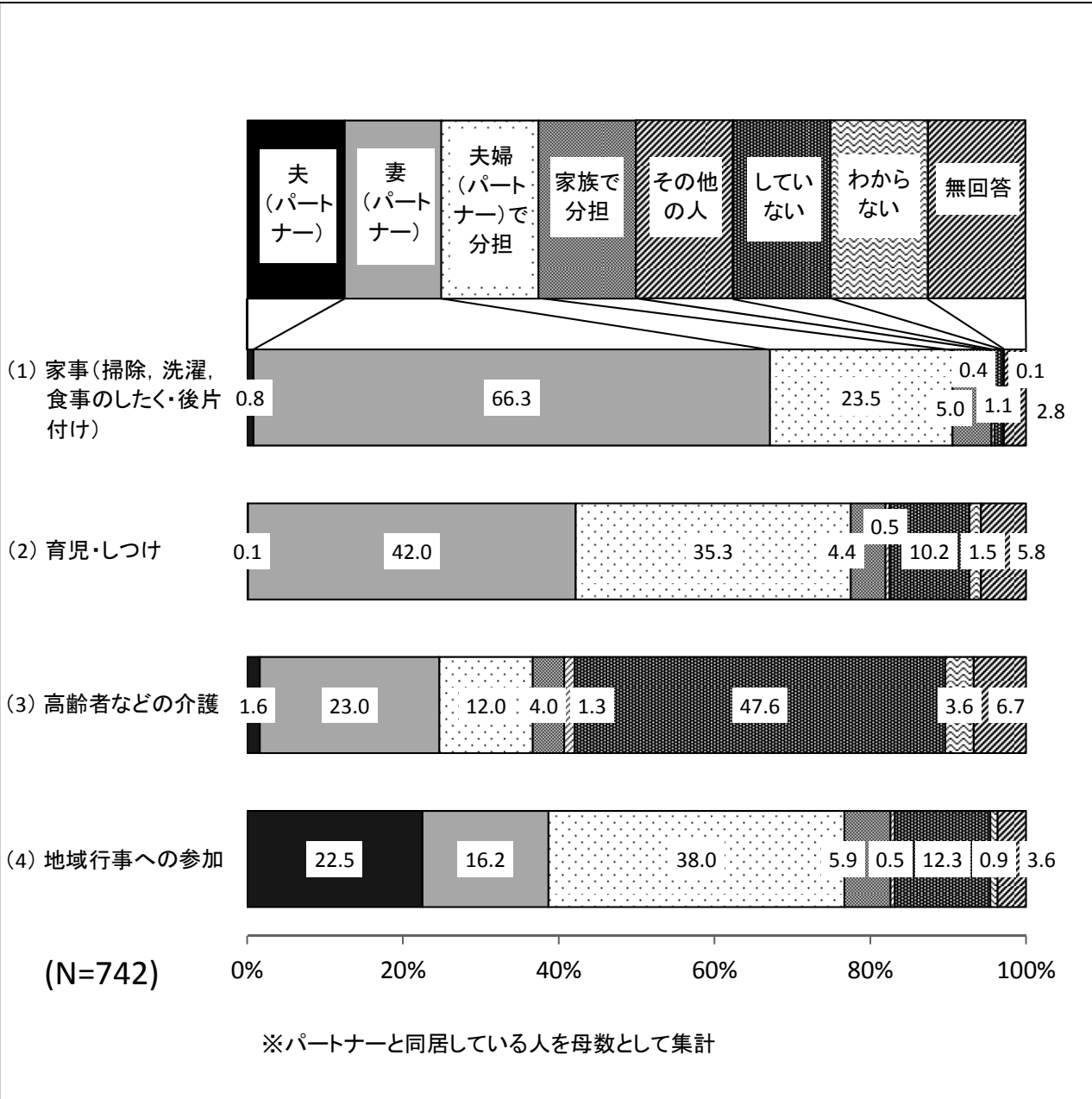


⇒4割の女性は、性別を意識して進路や職業選択をしているが、若い世代ほどその傾向は低い。

2 家庭生活について

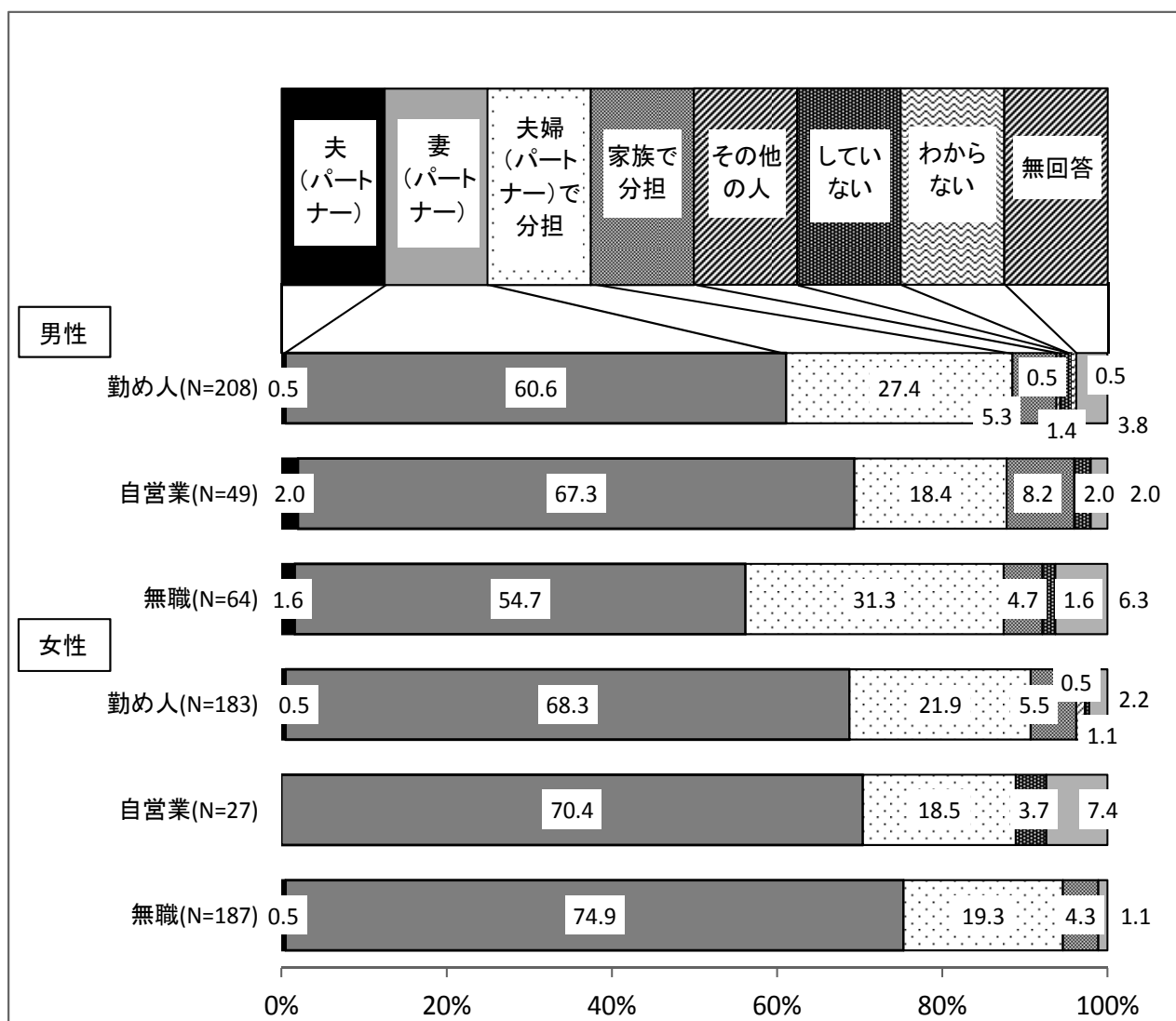
【問4】 家事などの分担について

■全体



■男女別・職業別にみた「家事（掃除、洗濯、食事のしたく、後片付け）」

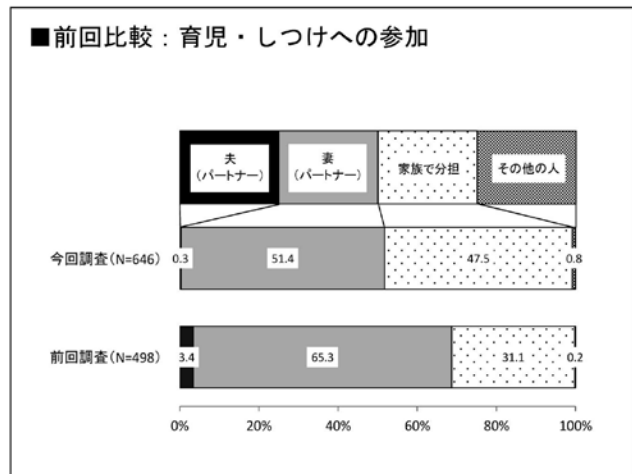
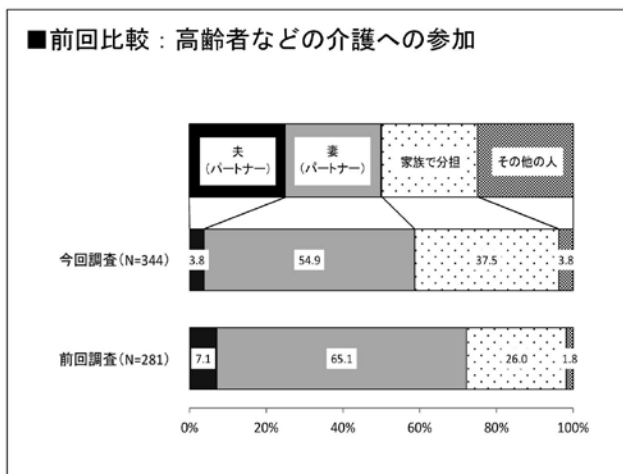
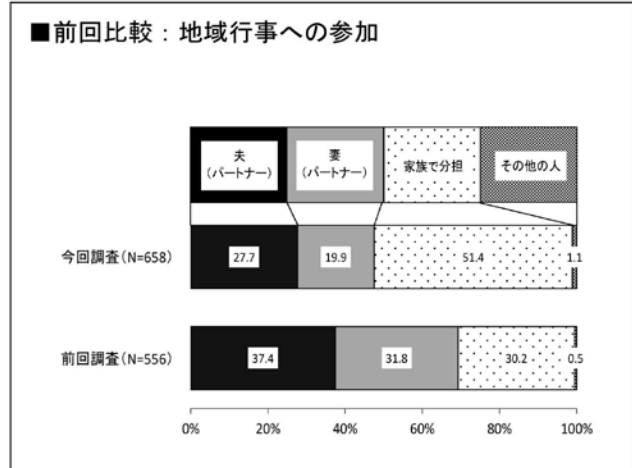
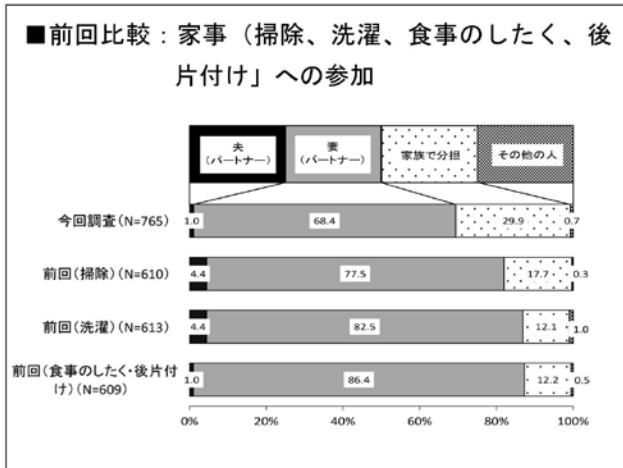
※「勤め人」には「パート・アルバイト」「派遣・契約社員」「会社員・団体職員」「公務員・教職員」が含まれる。「自営業」には「自営業主」と「家族従事者」が含まれる。「無職」には「学生」「主婦・主夫」「その他(年金生活者など)」が含まれる。



⇒6割強の割合で家事を主に妻が担っており、妻が働いている場合も同様である。唯一、地域行事への参加は夫が担う割合が高い。全体傾向としては、夫婦や家族での分担が進んでいる。

■ 前回調査との比較

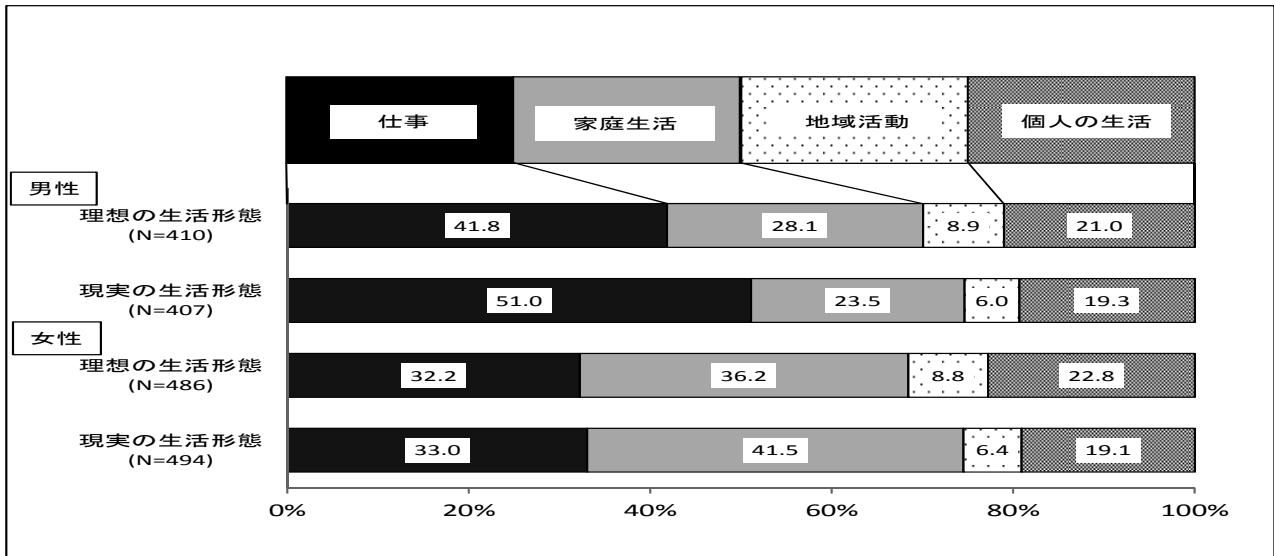
※前回調査・今回調査とも、回答者全体から「していない」「わからない」「無回答」を除外して集計している。そのため、設問ごとに N 数は異なる。また、前回調査については「子ども」「家族全員で分担」を「家族で分担」に、今回調査については「夫婦で分担」「家族で分担」を「家族で分担」に再カテゴリー化している。



⇒前回調査に比べると、いずれの項目についても夫婦や家族で分担するケースが増大しており、家庭での固定的な性別役割分業は減少しつつあると思われる。

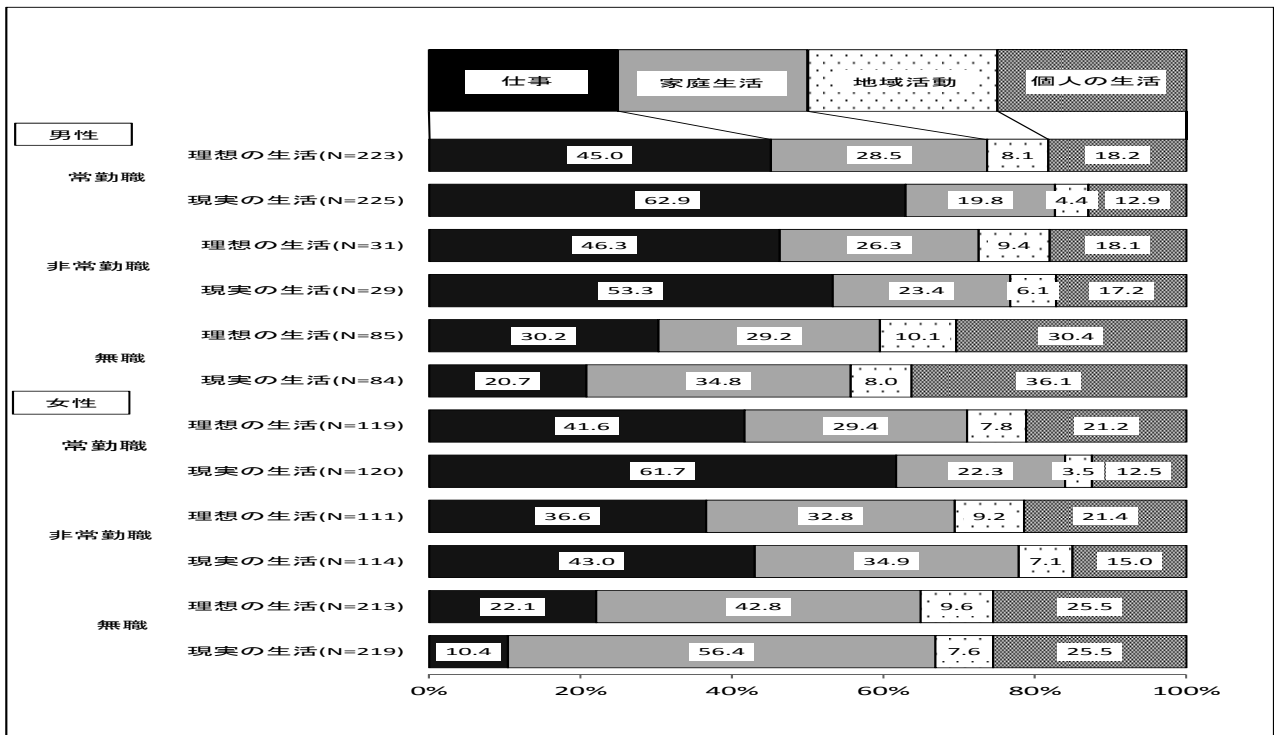
【問5、6】 各活動に費やす時間と労力の程度（理想の生活と現実の生活・ワークライフバランス）

■男女別



■男女別・職業別

※「パート・アルバイト」及び「派遣・契約社員」を併せて「非常勤職」、「会社員・団体職員」「公務員・教職員」を併せて「常勤職」としている。「無職」には、「学生」「主婦・主夫」「その他(年金生活者など)」が含まれる。

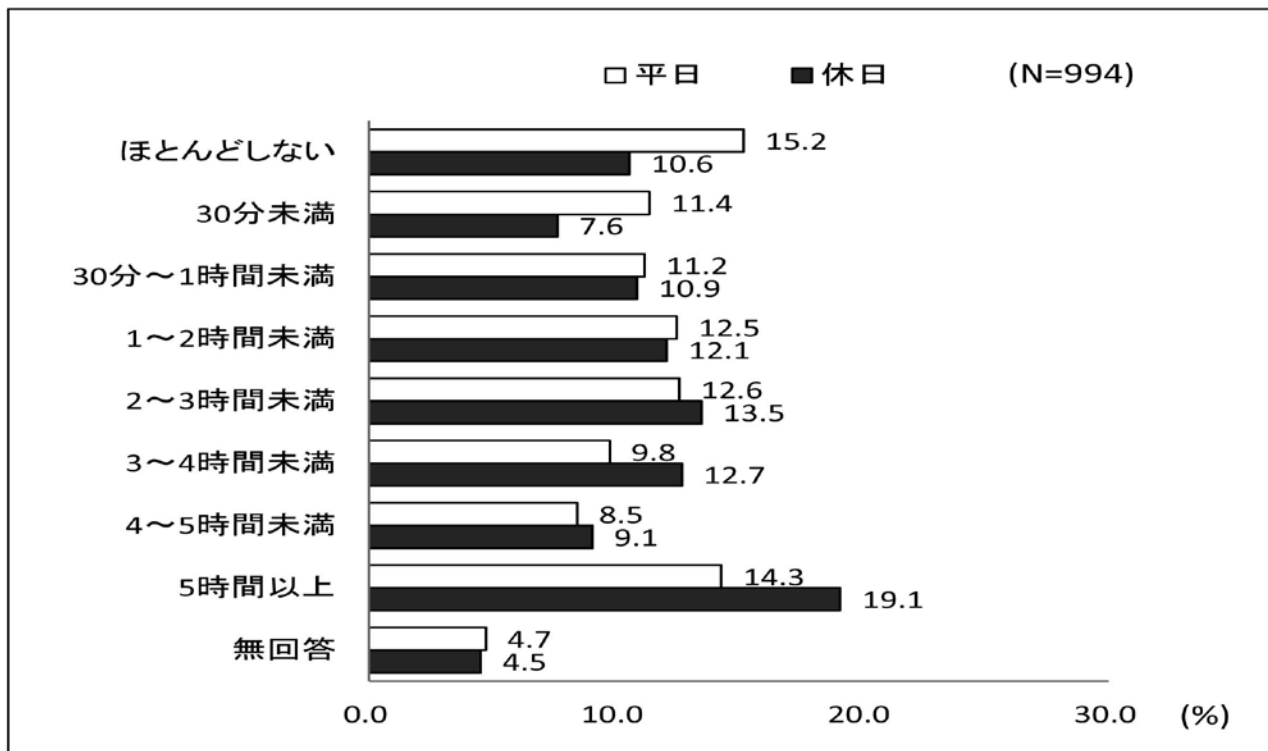


⇒ワークライフバランス（「仕事」、「家庭生活」、「地域活動・個人生活」の割合）では、「男性は仕事」に、女性は「家庭生活」に多くの時間と労力を費やしている。

⇒常勤で働く男女は「仕事」の割合が大幅に理想を上回り、問4の結果と併せて考えると、特に働く女性の過重負担が懸念される。

【問 7】 家事・育児・介護にかかる時間

■全体

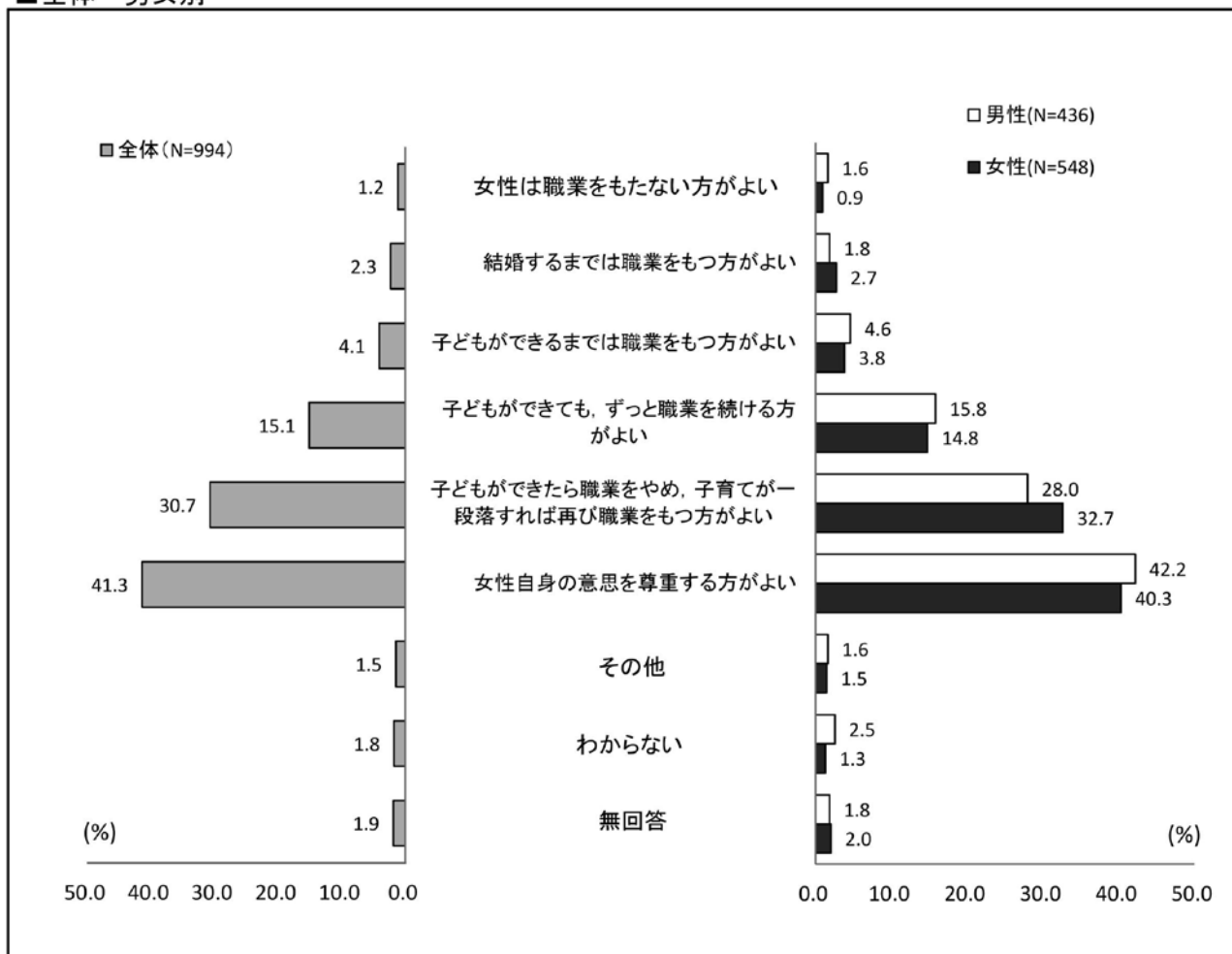


⇒家事・育児・介護にかかる時間は、平日においては「ほとんどしない」が、休日においては「5時間以上」が最も多い。

3 就労について

【問8】 女性が職業をもつことについて

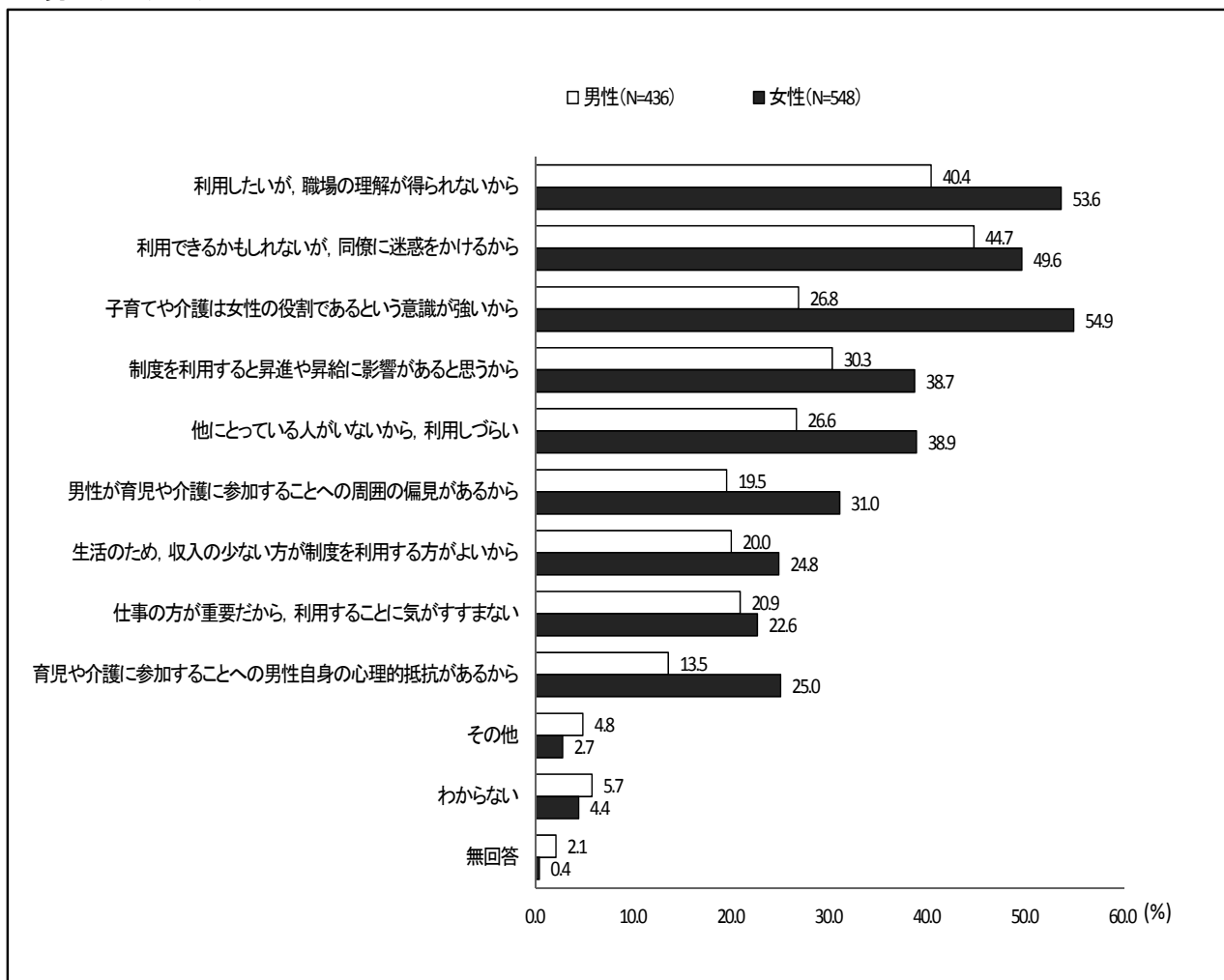
■全体・男女別



⇒「女性自身の意思を尊重すべき」が、4割を超えるが、「子どもが小さい間は、母親が子育てに専念するほうが良い」という考えも根強い。

【問 9】 「育児休業制度」「介護休業制度」を利用する男性が少ない理由

■ 男女別 (MA)



⇒男性は、「職場」や「同僚」に関わる理由から、育児や介護のための休業制度を利用しない。

■ □ご存知ですか？育児・介護休業法□ ■

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)

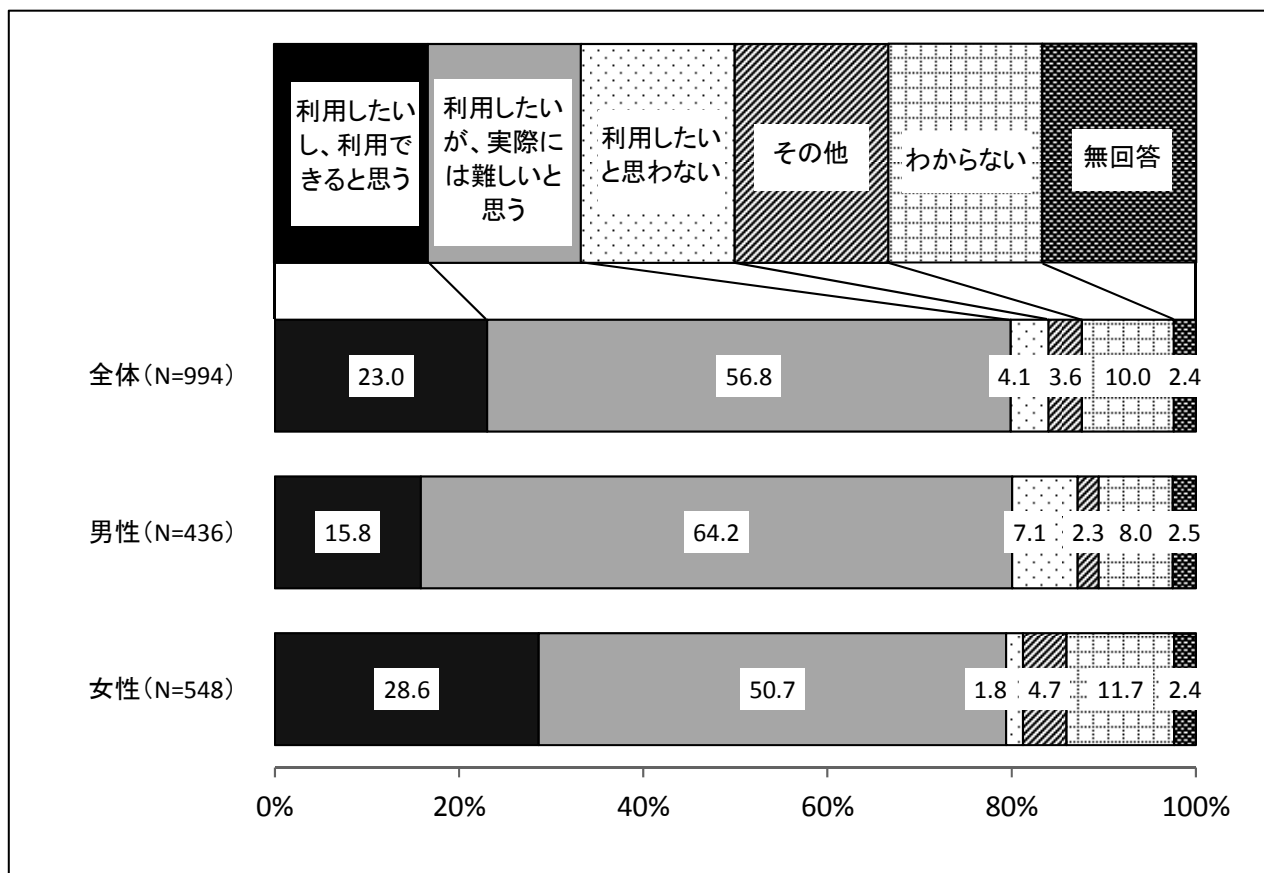
・子育て、介護と仕事の両立を手助けするため、休業制度の他、勤務時間短縮などの措置を事業主に義務付ける規定が設けられています。

○育児休業制度：働く男女が共に原則として1年間（必要と認められる場合は、子が1歳6か月に達するまで）子どもを養育するために休業できる制度

○介護休業制度：働く男女が家族を介護するために休業できる制度

【問 10】 育児休業制度や介護休業制度を利用したいか、また利用は可能だと思うか

■全体・男女別

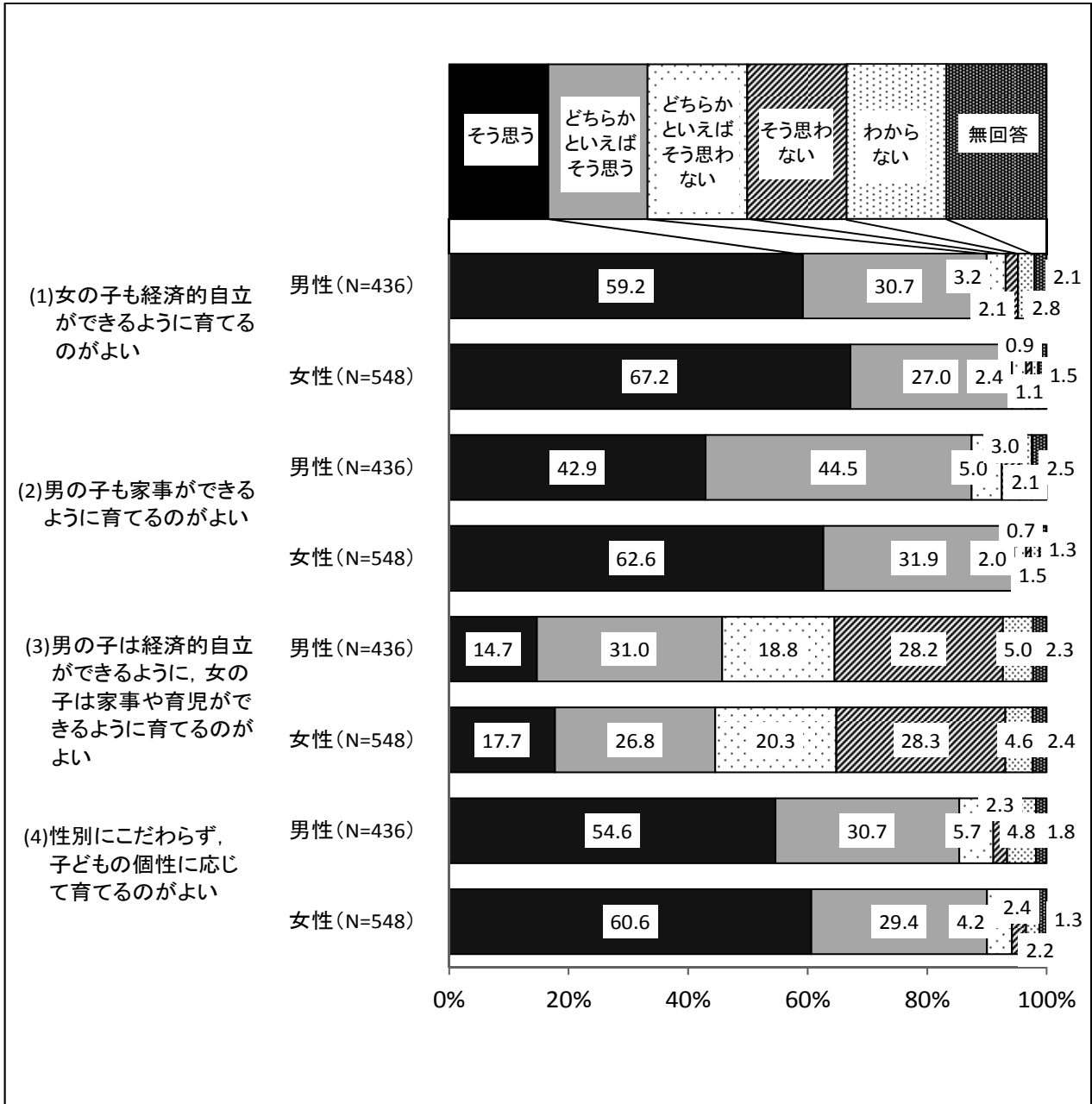


⇒8割の人が育児や介護のための休業制度の利用を望んでいるが、実際に利用できそうなのは、女性の3割弱、男性の2割弱でしかない。

4 子育てについて

【問 11】 子どもの育て方について

■男女別

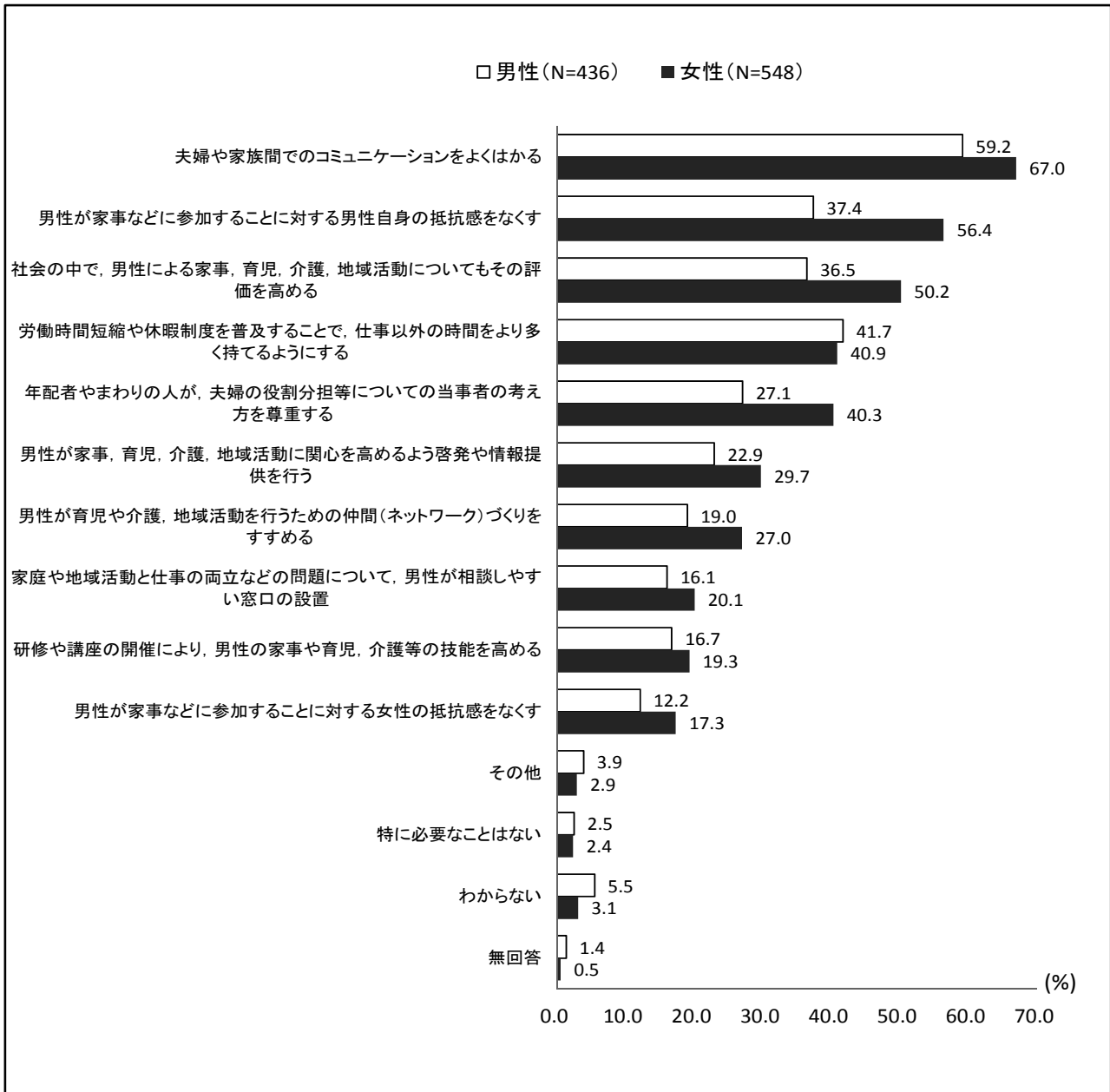


⇒子どもの育て方の考えは柔軟に変化しているが、「男の子も家事ができるように育てること」には男性の意識がやや低い。

5 社会参画について

【問 12】 今後、男性が女性と共に家事、育児、介護、地域活動に積極的に参加するために必要なこと

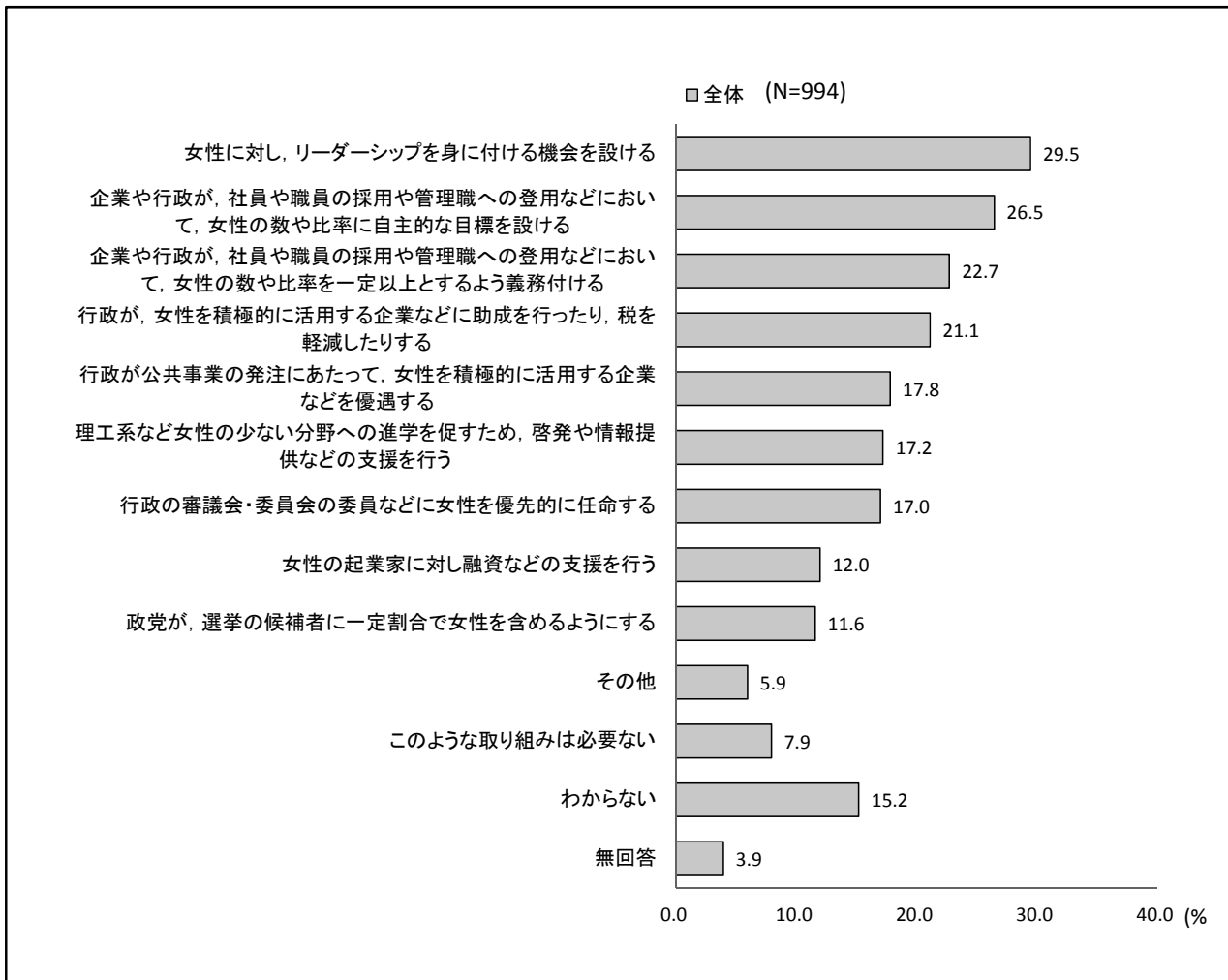
■男女別 (MA)



⇒男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するには、「夫婦や家族のコミュニケーションを図ること」が必要と考える人が全体の6割を超え、それに次いで、「男性では労働時間の短縮や休暇制度の普及」を、女性では「男性自身の意識改革」を望む傾向が強い。

【問 13】 「男女共同参画社会」を実現するために「女性の社会進出」を進めていくにあたり、どのような取り組みが必要か

■全体 (MA)

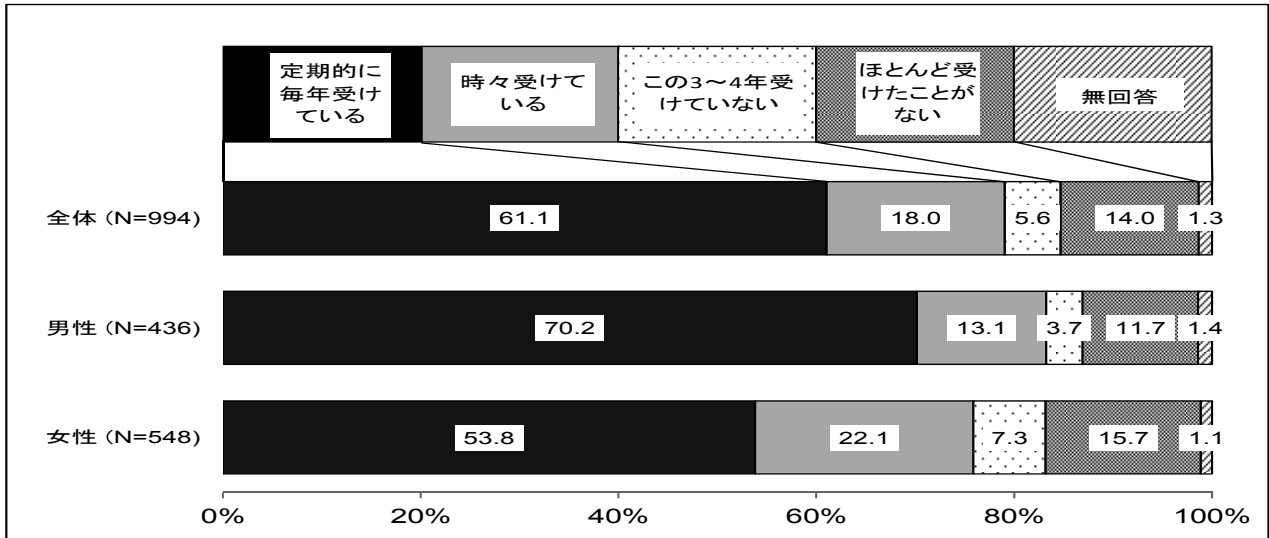


⇒女性の社会進出のためには、「リーダーシップを身に付けること」や、「企業や行政が採用や管理職への登用に目標値を設けること」が必要と考える人が多いが、その他意見（記述式）には、「保育施設の充実」や「労働者の長時間労働の削減」など環境整備を望むものが多かった。

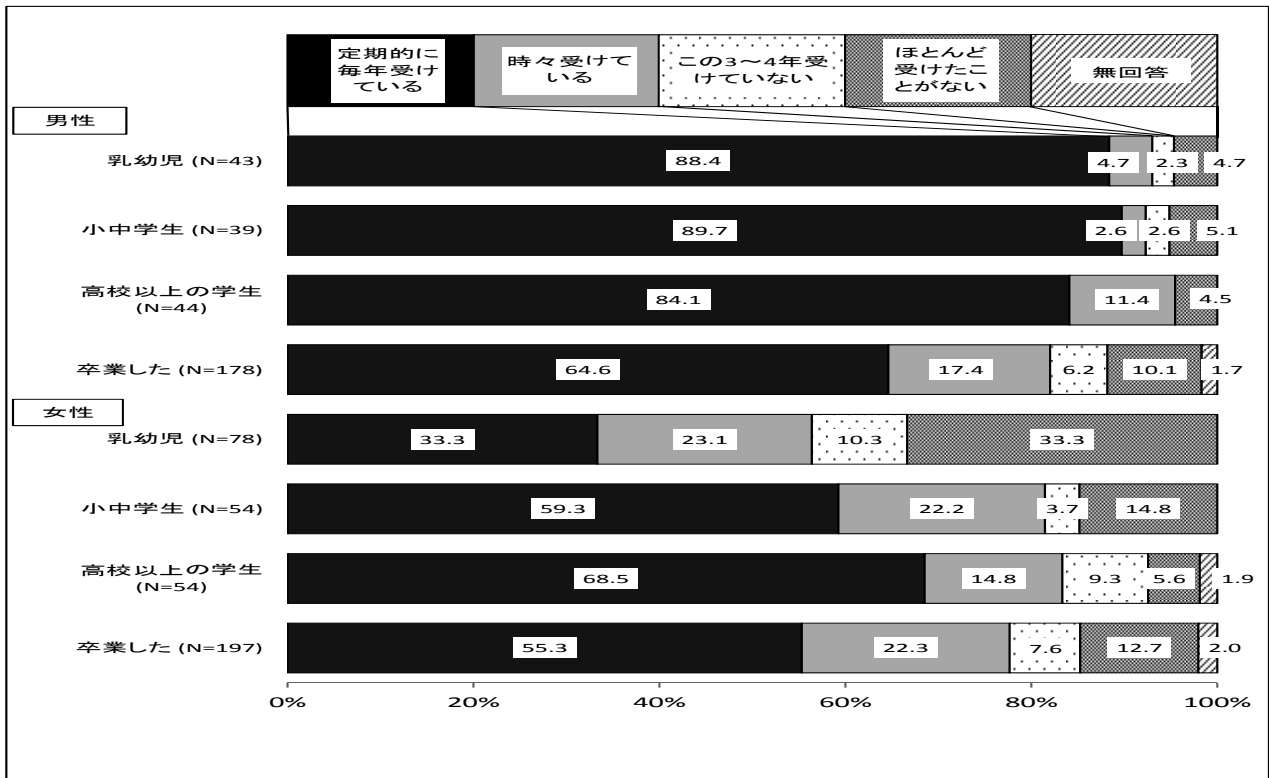
6 健康管理、介護について

【問 14】 健康診断やがん検診を受けているか

■全体・男女別



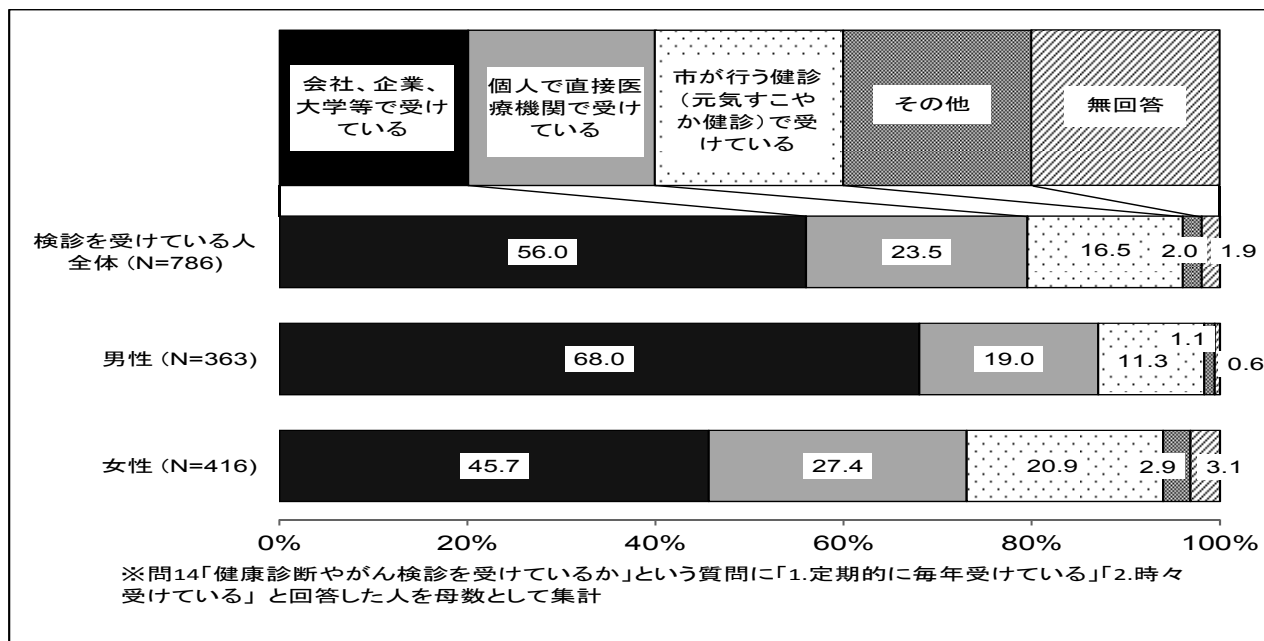
■男女別・末子の年齢別



⇒健康診断等の定期受診状況は男女差が大きく、男性の7割に対し、女性は5割強に過ぎない。
特に、乳幼児を抱える女性の受診が3割強と少ない。

【問 14-1】 どこで受けているか（健康診断やがん検診を受けている人のみ）

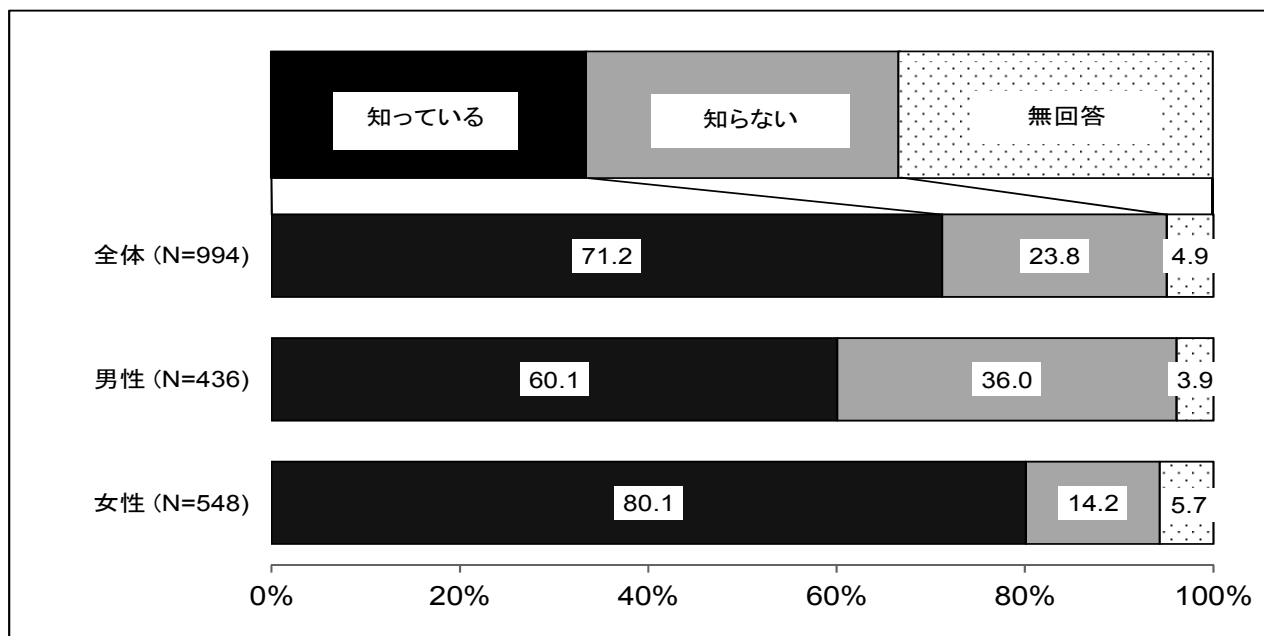
■検診を受けている人全体・男女別



⇒健康診断等を会社等で受診するのは、男性の7割弱、女性の4割強である。

【問 14-2】 市が実施する健診（※元気すこやか健診）を知っているか

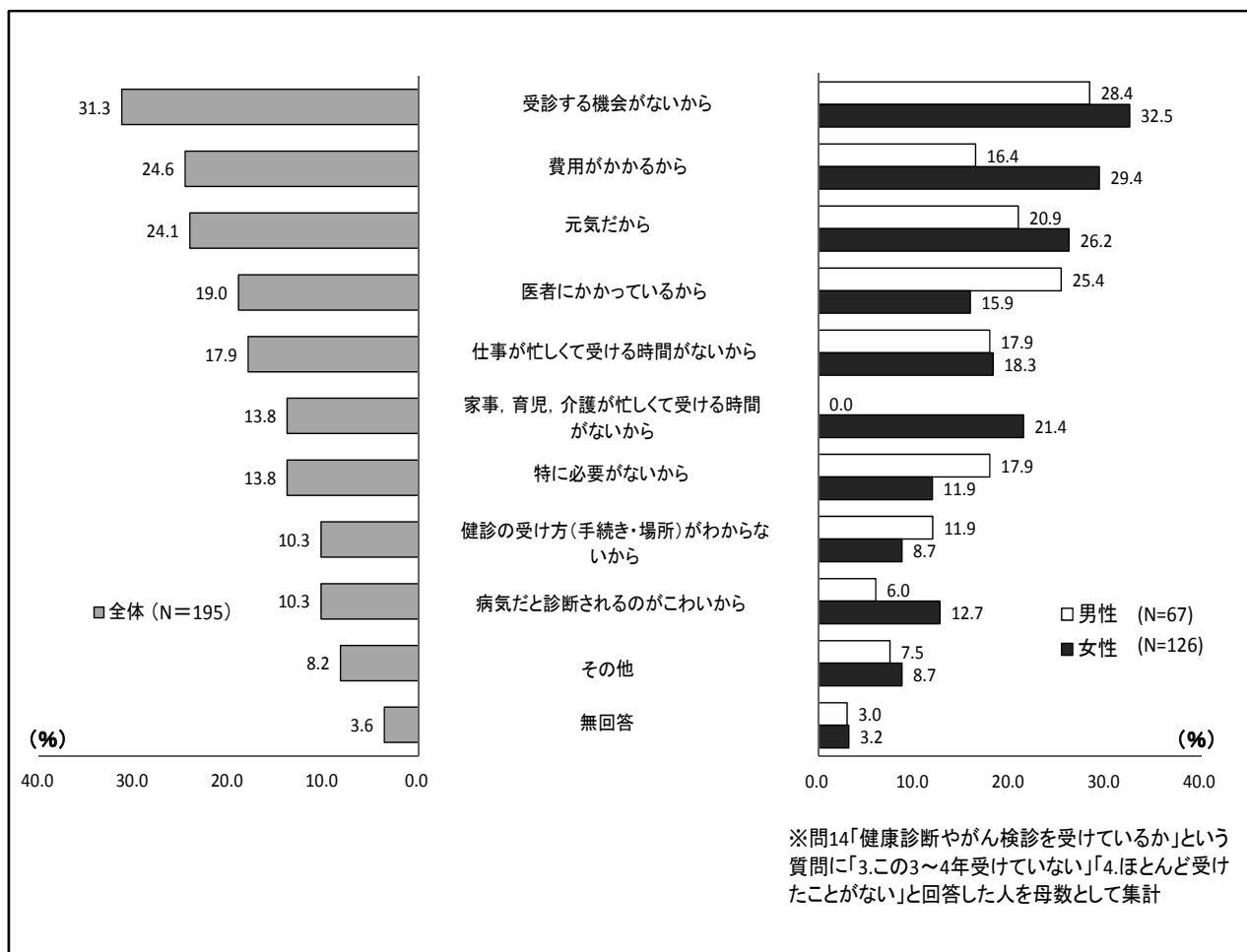
■全体・男女別



⇒「元気すこやか健診」を知っているのは男性の6割、女性の8割である。

【問 14-3】 健康診断やがん検診を受診していない理由

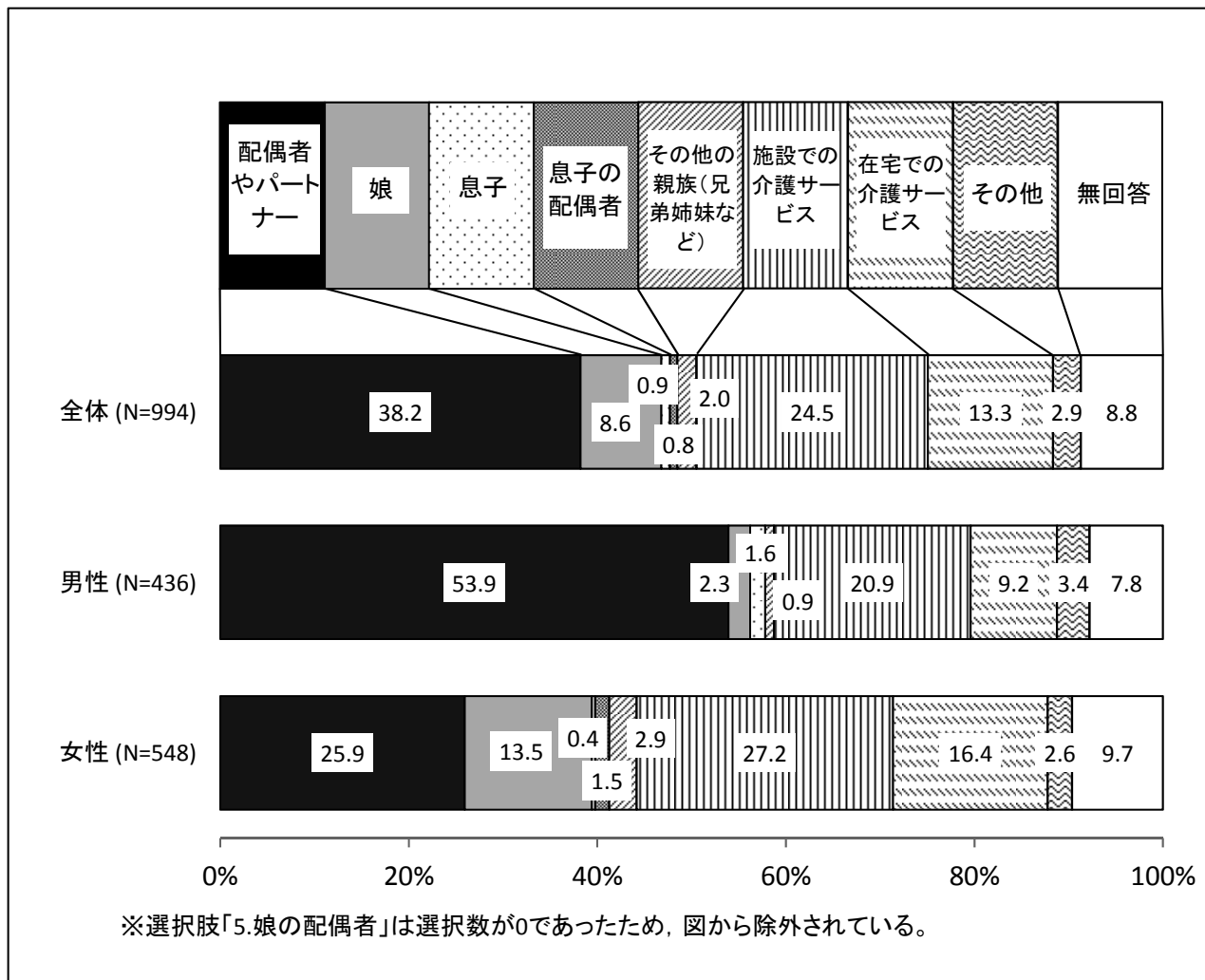
■全体・男女別 (MA)



- ⇒ 「受診する機会がない」ために健康診断やがん検診を受診しない人が全体の3割を占める。それに次いで、男性の4人に1人が「医者にかかっているから」、女性の3割は「費用がかかるから」という理由で受診をしていない。
- ⇒ 「家事、育児、介護が忙しく受ける時間がない」ために健康診断やがん検診を受診しない人が女性の約2割に上るが男性は0であった。

【問 15】 介護が必要になったら、誰に世話をしてもらいたいか

■全体・男女別

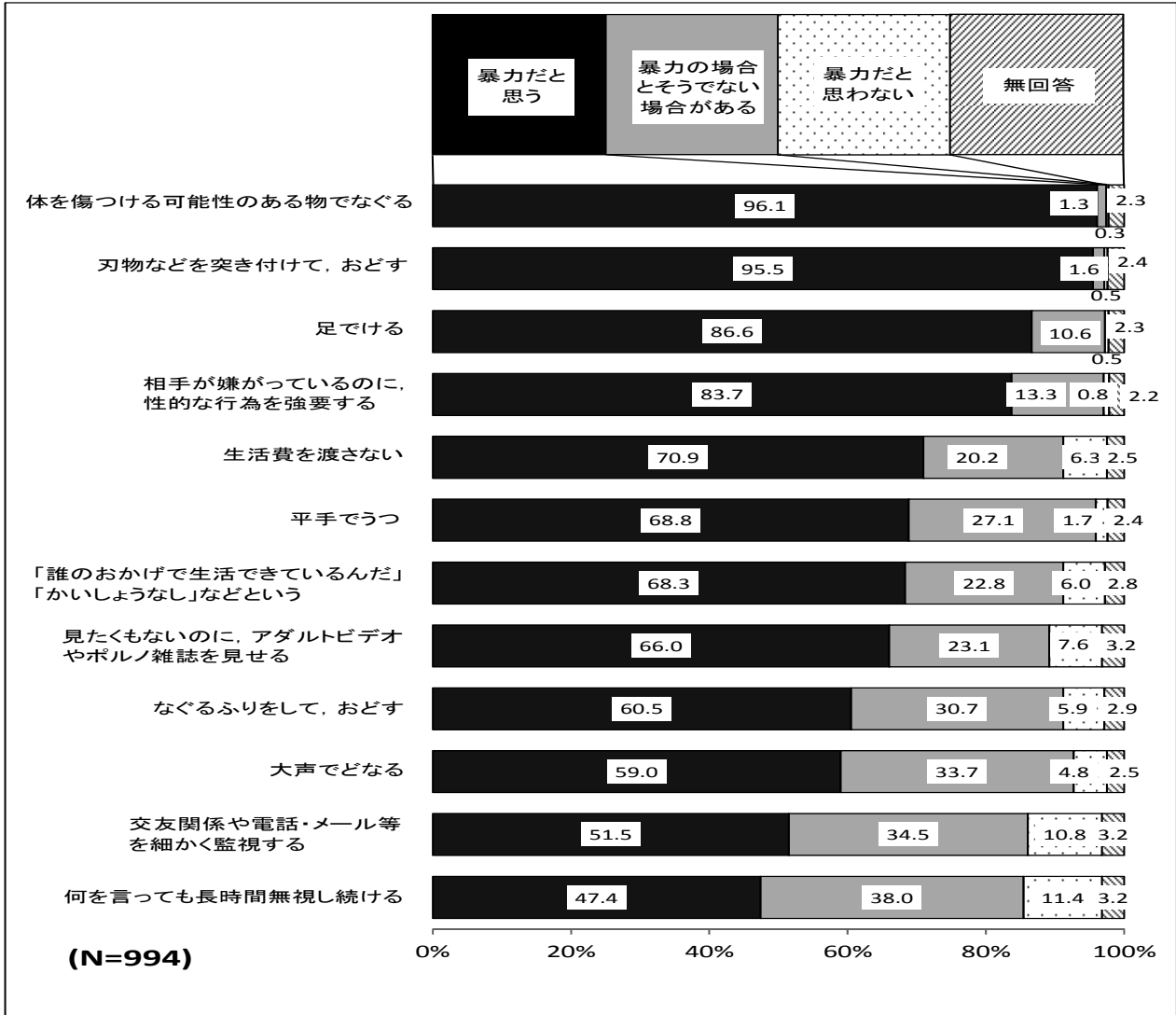


⇒介護が必要になった場合、配偶者やパートナーに世話をしてほしいと望む男性は半数以上いるが、女性では4人に1人であった。女性は施設での介護サービスを望む割合の方が若干上回っている。

7 男女の人権などについて

【問 16】 配偶者や恋人の間で、次のようなことが行われた場合、暴力だと思うか

■全体



⇒配偶者や恋人間での暴力に関する「身体的な暴力」の認識度は高い。「精神的な暴力」の認識度は低いですが、前回調査に比べると暴力としての認識度は増加している。

(前回調査結果より「暴力だと思う」と回答した方の割合)

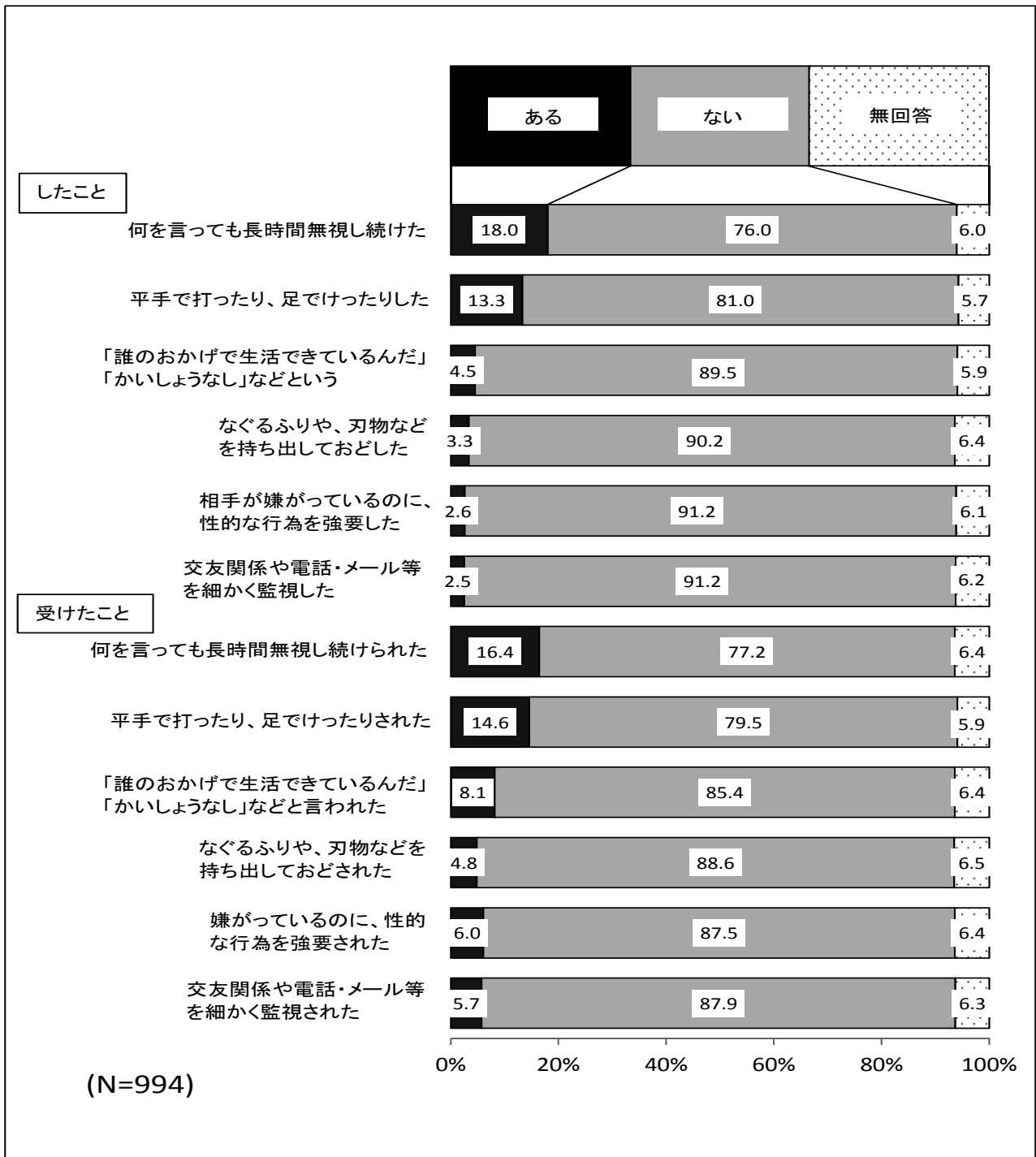
「誰のおかげで生活できているんだ、などという」59.4%、「殴るふりをしておどす」46.5%、

「大声でどなる」48.2%、「交友関係等を細かく監視する」43.5%、

「何を言っても長時間無視し続ける」40.3%

【問 17】 配偶者や恋人との間で次のようなことを「したこと」「受けたこと」がある

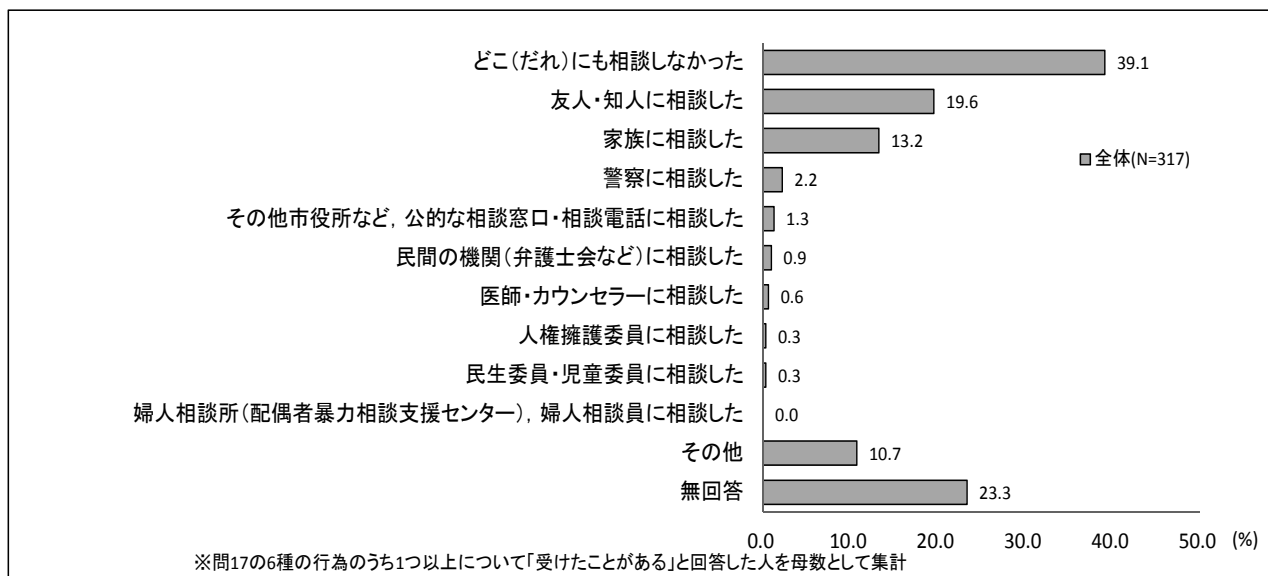
■全体



⇒「長時間無視し続けた」、「平手で打ったり、足でけったりした」は、「したこと」、「受けたこと」ともに1割強から2割強の人が経験している。

【問 18】 配偶者や恋人から受けた暴力について、誰かに相談したことがあるか（暴力を受けたことがある人のみ）

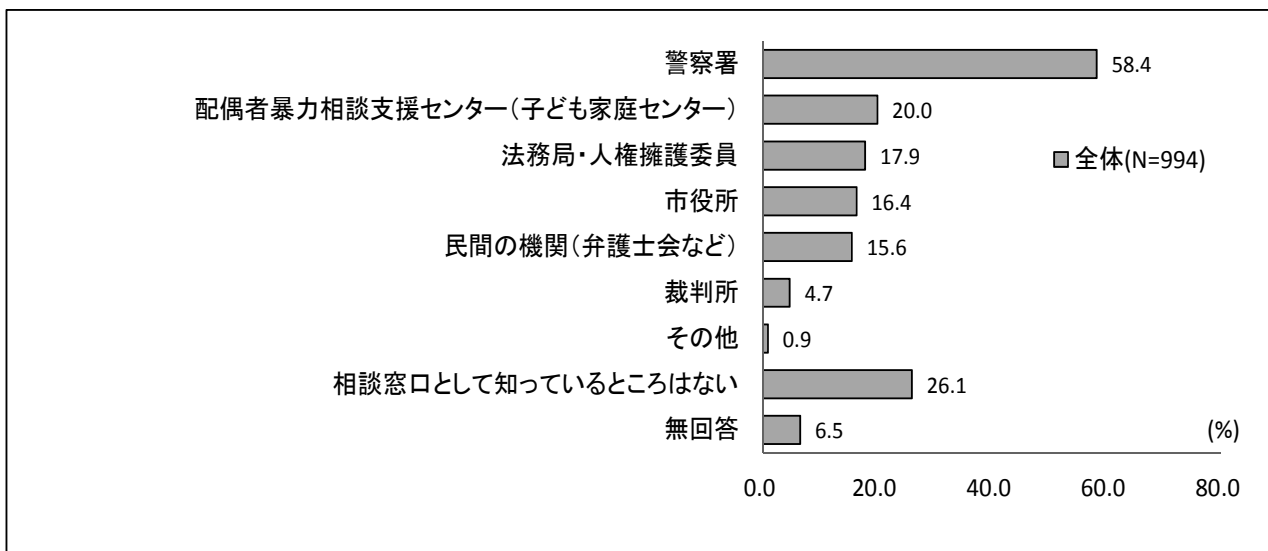
■全体（MA）



⇒DV を受けた人の約4割は誰にも相談しておらず、友人や知人に相談している割合は約2割に過ぎない。

【問 19】 配偶者や恋人からの暴力について相談できる窓口を知っているか

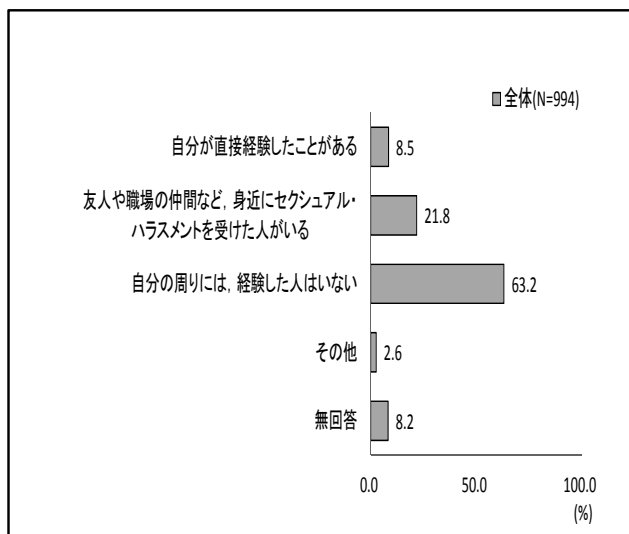
■全体（MA）



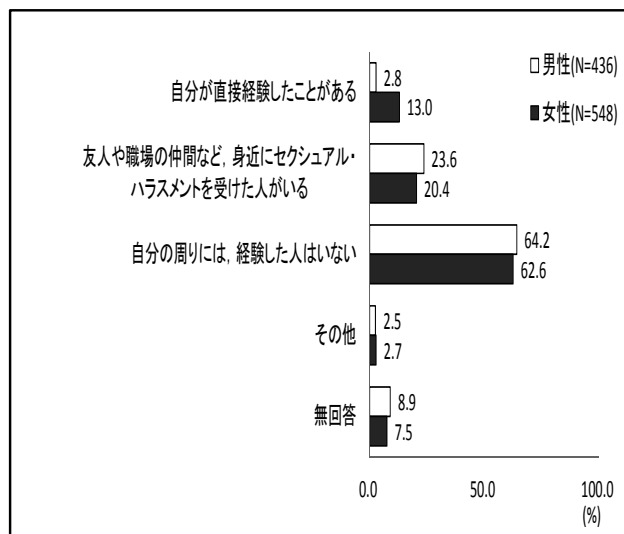
⇒DV の相談窓口として約6割が警察をあげているが、他の窓口はいずれも2割以下の認知度であった。

【問 20】 身近でセクシュアル・ハラスメントを経験したり、見聞きしたことがあるか

■ 全体 (MA)



■ 男女別 (MA)



⇒直接セクハラ被害を受けたことのある女性は1割強。身近な人が被害を受けた人は約2割であった。

■ □ご存知ですか？セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ） □ ■

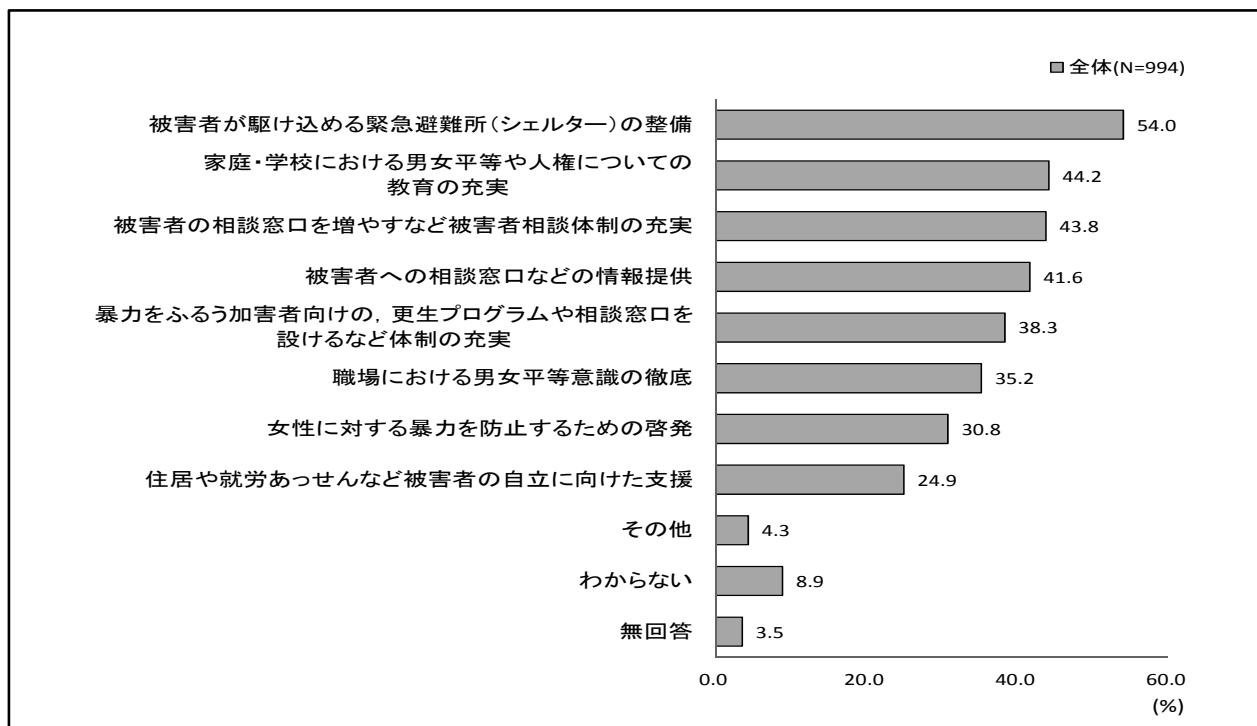
- ・相手の心を傷つけたり、不快にさせたり、相手に仕事上の不利益を与えるような性的な言動のことを指します。

【こんな言動もセクハラです】

- ・「女性には仕事を任せられない」「女性は職場の花」「男のくせに」などと発言すること
- ・食事やデートにしつこく誘うこと
- ・職場でのお茶くみ、掃除などを女性の仕事と決めつけること
- ・酒席で、上司の側に座席を指定したり、お酌等を強要すること
- ・カラオケでデュエットを強要すること

【問 21】 女性に対する暴力の防止、被害者支援の取り組みとして必要なこと

■全体 (MA)



⇒DV、セクハラ、ストーカー等の防止、被害者支援のために必要なものとして、「緊急避難所（シェルター）の整備」、次いで「教育や相談体制の充実」等があげられた。

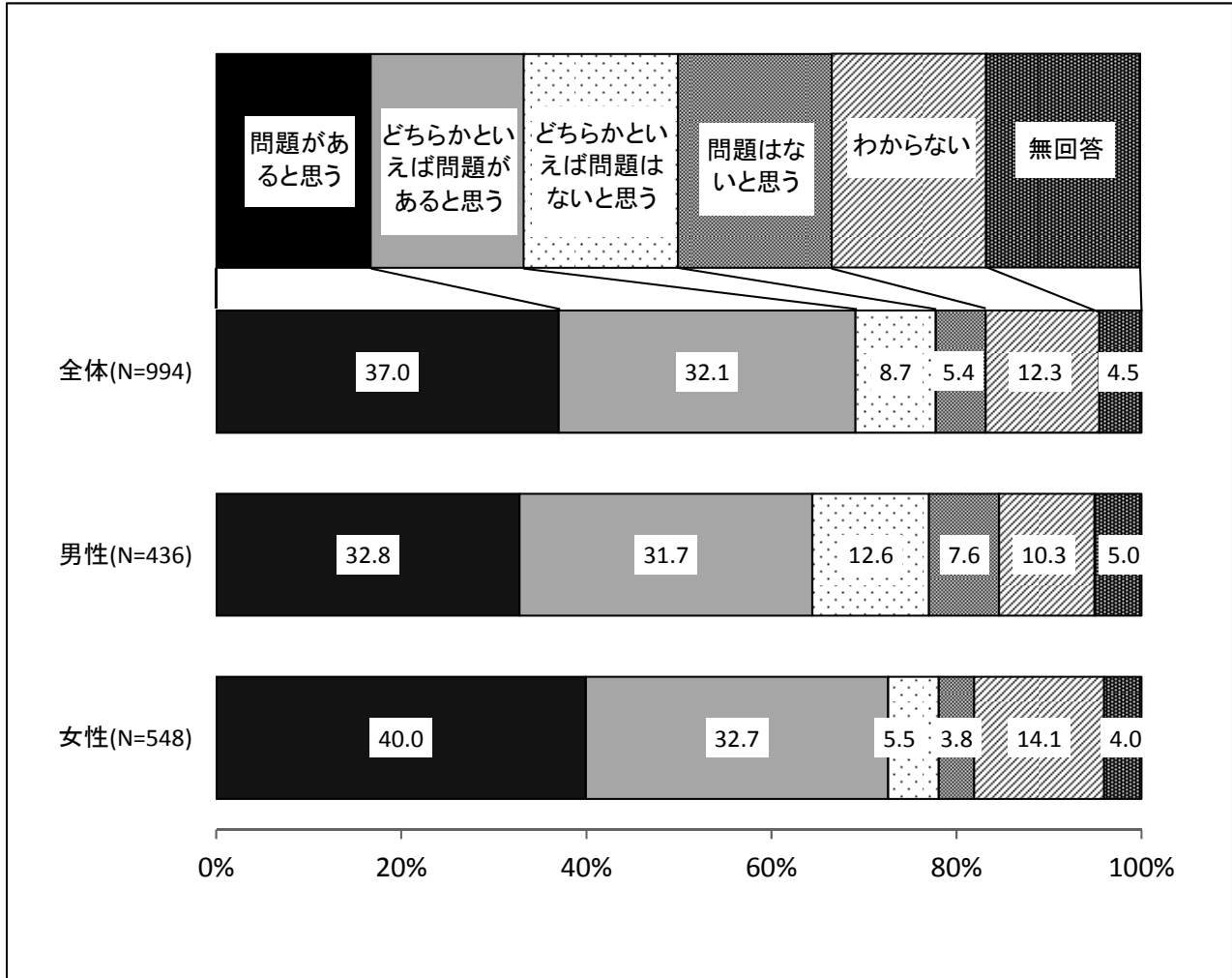
■ご存知ですか？これもDV（ドメスティック・バイオレンス）です■

- ・DVとは、「配偶者や恋人など親密な関係にあるもの間で行われる暴力」のことです。DVによる暴力には様々な形があります。
 - 身体的暴力：殴る、ける、平手で打つ、首を絞める、殴るふりをしておどす など
 - 精神的暴力：無視する、大声で怒鳴る、「誰のおかげで生活できているんだ」「かいしようなし」「ばか」などと言う、交友関係や電話・メール等を細かく監視する など
 - 経済的暴力：生活費を渡さない、収支を細かく監視する など
 - 性的暴力：性的行為を強要する、避妊に協力しない など
- ・これまでDVは犯罪であるにもかかわらず、「家庭内の問題」「プライベートな問題」として、広く社会に認識されていませんでした。しかし、暴力は配偶者や恋人などの間であっても許されるものではありません。DVは人権侵害であり、犯罪です。

8 メディアにおける性・暴力表現について

【問 22】 メディアにおける性・暴力表現について問題があると思うか

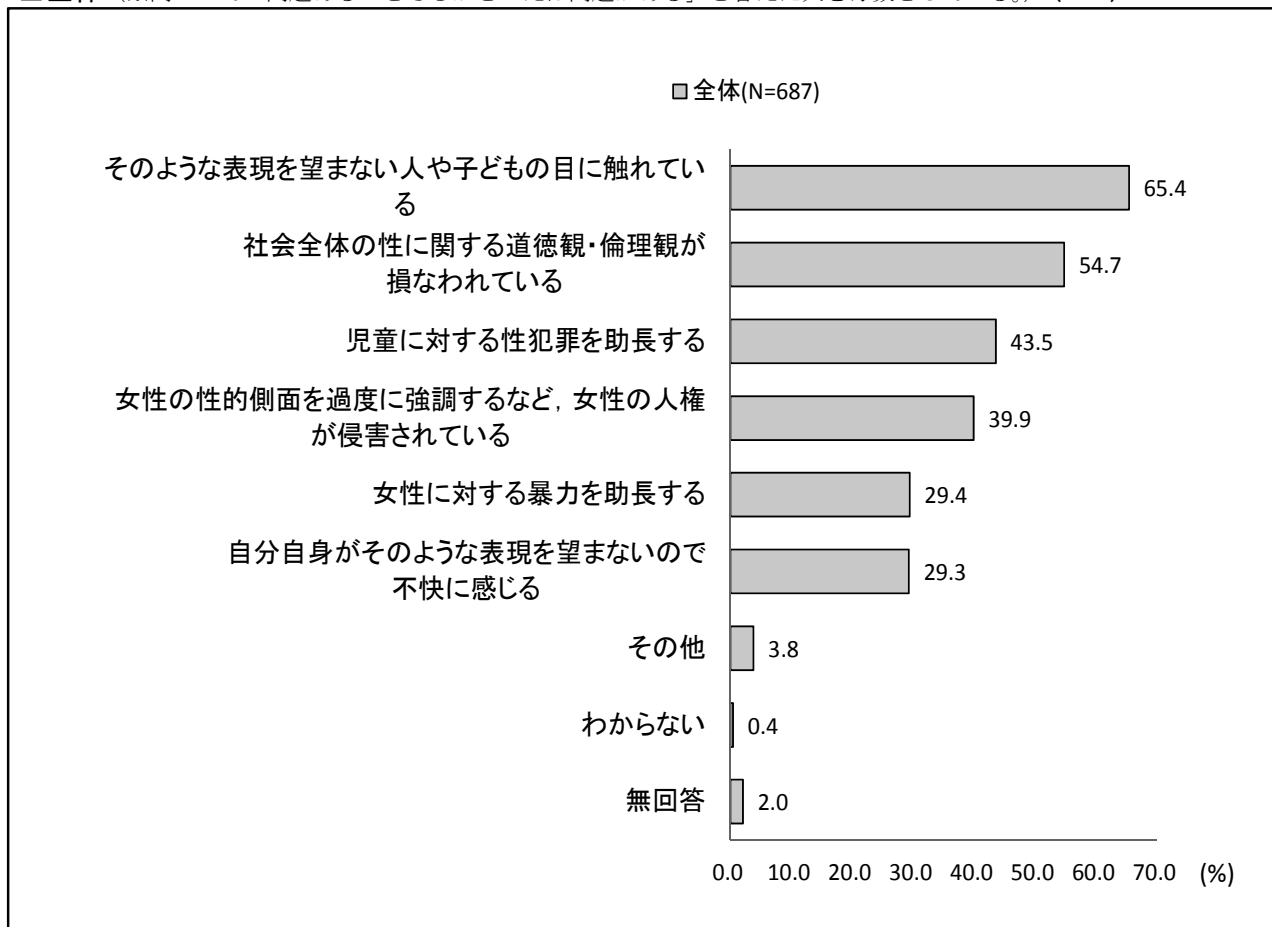
■全体・男女別



⇒全体の約7割がメディアによる性・暴力表現について問題があると考えている。

【問 22-1】 (メディアにおける性・暴力表現について) どのような点で問題があるか

■全体 (※問 22 で「問題ある・どちらかといえば問題がある」と答えた人を母数としている。) (MA)

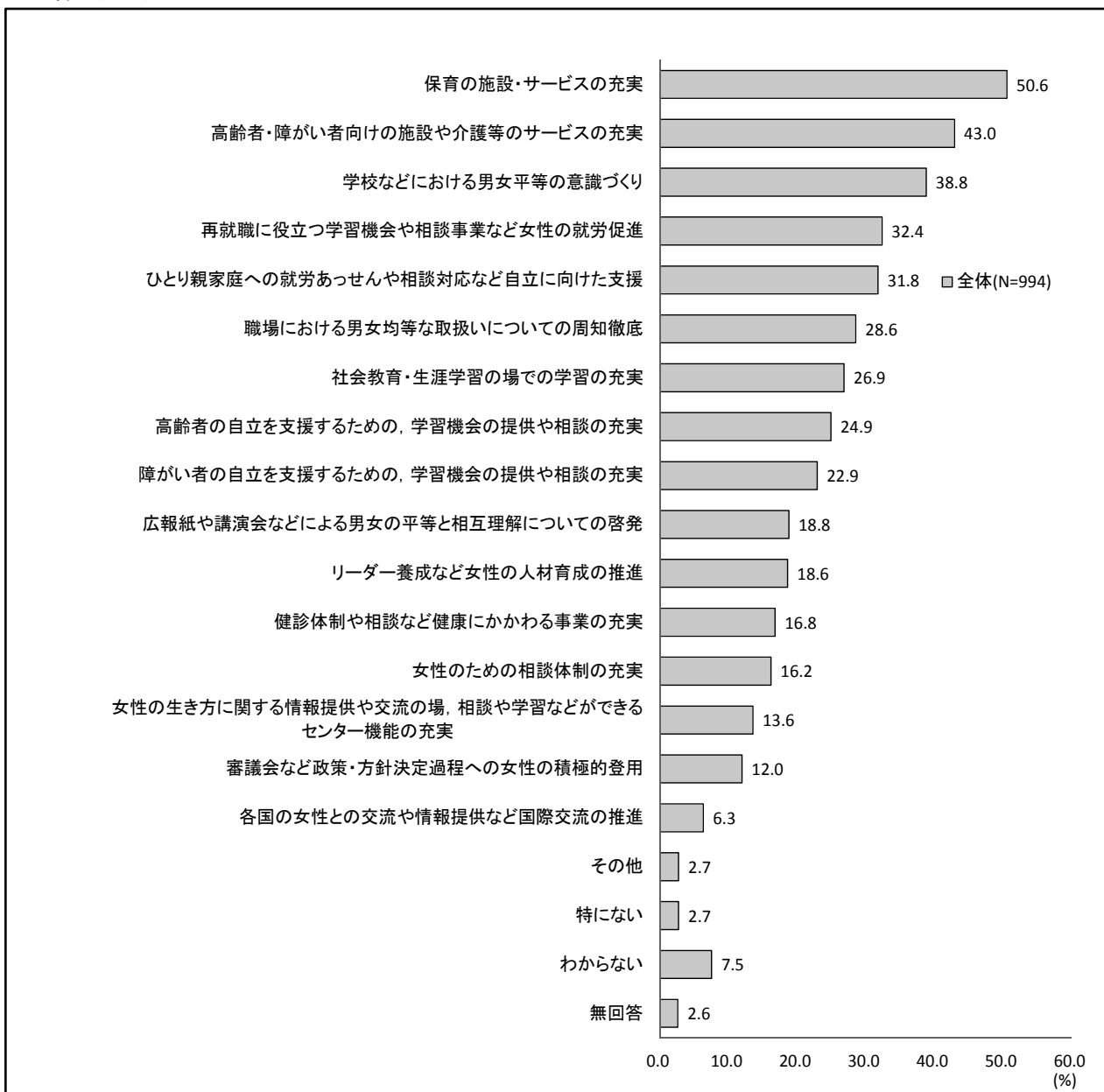


⇒メディアによる性・暴力表現が、「望まない人や子どもの目に触れている」ことや「社会全体の性に対する道徳観・倫理観が損なわれている」ことを問題視する声が多い。

9 男女共同参画社会について

【問 23】 男女共同参画社会を実現していくために東広島市の施策に望むもの

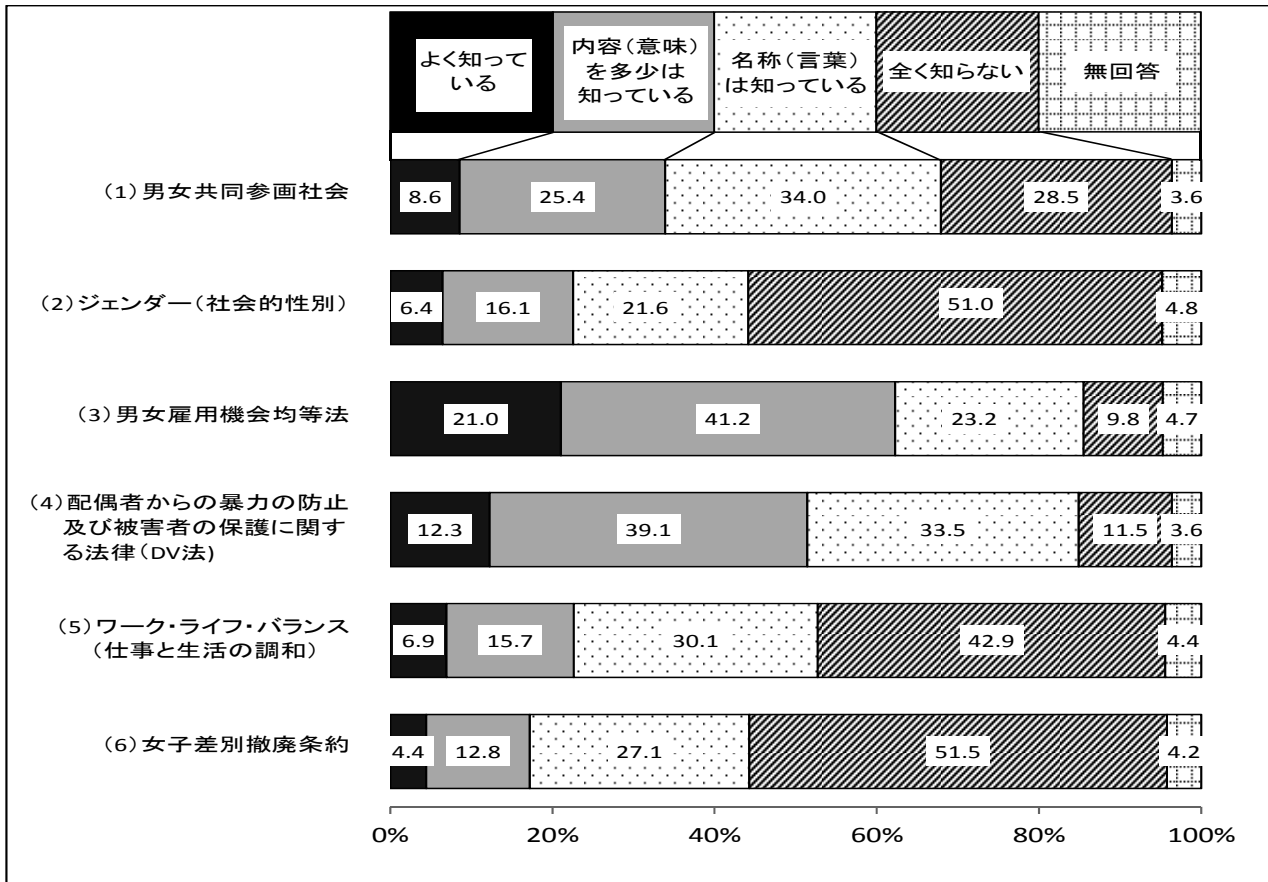
■全体 (MA)



⇒男女共同参画社会の実現のために市の施策として望むものとしては、「保育」、「高齢者・障がい者の介護」の施設やサービスの充実を望む声が最も多く、「学校などにおける意識づくり」に次いで「女性」や「ひとり親家庭」への就労支援や相談事業、「職場における男女均等な取扱い」が続いている。

【問 24】 次にあげる男女共同参画に関する項目を知っているか

■全体

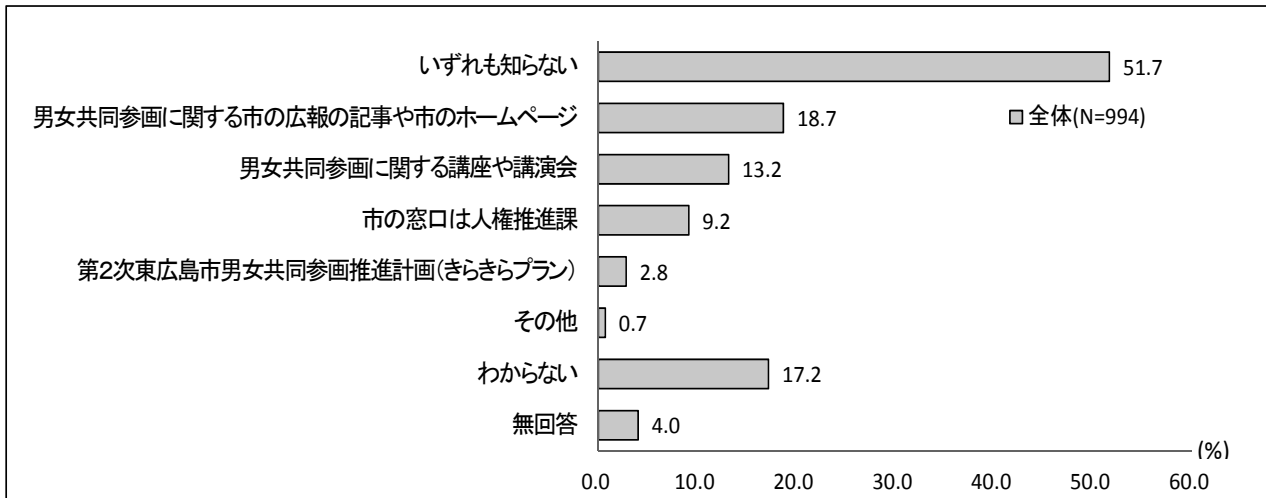


⇒男女共同参画に関する語句では、「男女雇用機会均等法」、「DV法」が最もよく知られており、「ジェンダー(社会的性別)」、「女子差別撤廃条約」「ワーク・ライフ・バランス」を約半数の人が全く知らない。

男女共同参画社会	男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のこと。
ジェンダー(社会的性別)	社会的・文化的に形成された性別。社会的につくられる「男らしさ」「女らしさ」などのことを意味しており、身体的・生物学的な雌雄を示すセックスという言葉と区別される。
男女雇用機会均等法	男女の雇用機会の均等、待遇について規定した法律。
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護を図ることを目的とした法律。
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	職場・家庭・地域などの生活をバランスよく両立させること。

【問 25】 男女共同参画社会の形成に向けた東広島市の施策を知っているか

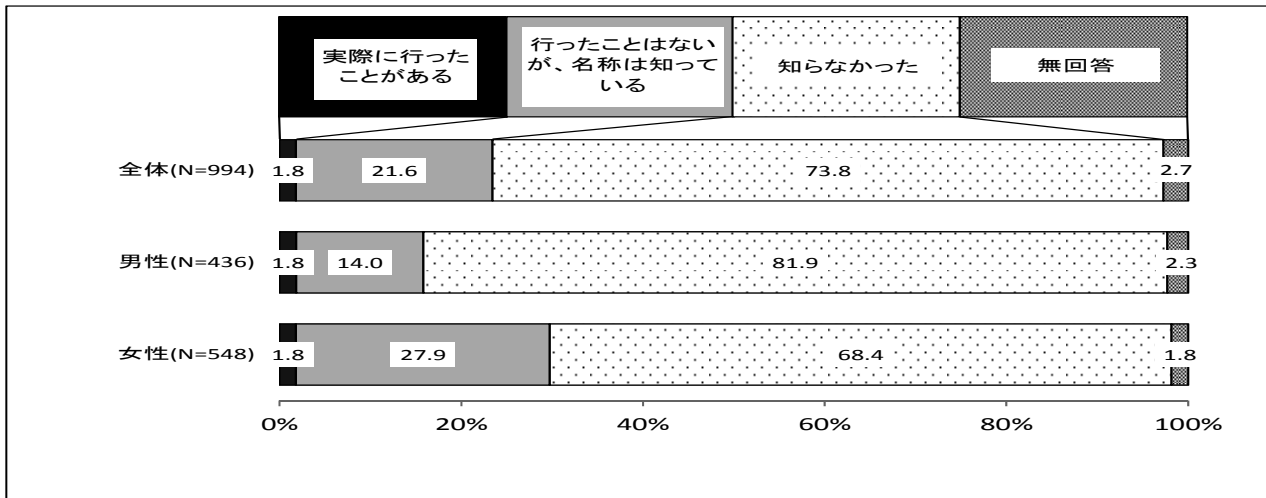
■全体 (MA)



⇒男女共同参画に関する市の施策では広報やHP、講座や講演会を知っている人が1割から2割いるが、半数以上の人はいずれも知らない。

【問 26】 「エスポワール（東広島市男女共同参画推進室）」を知っているか

■全体・男女別

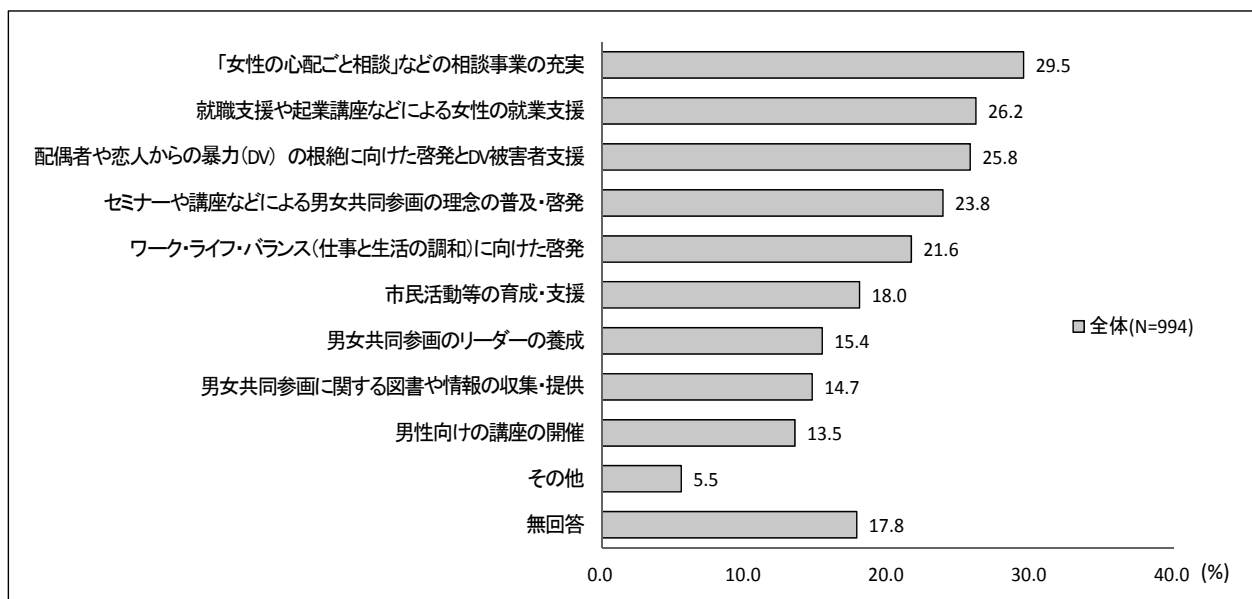


⇒エスポワール（東広島市男女共同参画推進室）を7割強の人が知らない。
⇒前回調査と比べると、エスポワールに対する女性の認知度はやや上がっている。

(前回調査結果より「実際行ったことがある」「名称は知っている」と回答した方の合計割合)
全体 20.6%、男性 18.5%、女性 22.2%

【問 26-1】 「エスポワール」に期待する事業

■全体 (MA)



⇒エスポワールに期待する事業としては、女性相談や就業支援、DV支援を求めるものが多く、「男女共同参画の理念」、「ワーク・ライフ・バランス」の啓発がこれに続いている。

■□エスポワールはこんなところですよ！□■

・家族のことや健康のことなどについておしゃべりしたい方や、仕事や起業、再就職のことなどについて相談したい方、男女共同参画について学んでみたい方、育児休業中の方、男女共同参画に関する図書を読んでみたい方は是非お越しください。男性女性問わず大歓迎です！

○場所：サンスクエア2階（東広島市西条西本町28番6号）

○開館：火曜日～土曜日 10：00～16：45

○休館：毎週日曜日・月曜日・祝祭日

○電話：082-424-3883

○業務内容

①情報提供

図書・視聴覚資料の貸出・閲覧

②活動支援

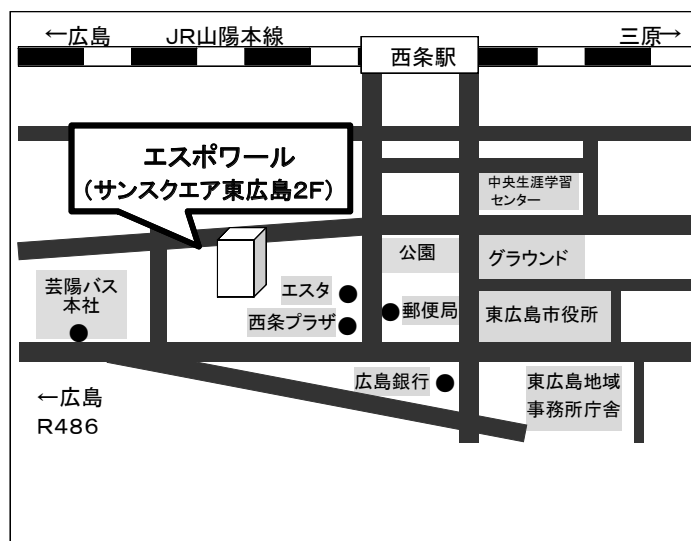
男女共同参画に関する活動をするグループに活動スペースを提供

③講座

男女共同参画に関する講座の開催

④相談

ボランティア相談員による電話相談受付



東広島市男女共同参画に関する市民意識調査報告書 概要版

平成26年3月

発 行 東広島市
企画・編集 東広島市生活環境部人権推進課

〒739-8601 広島県東広島市西条栄町8番29号
TEL (082) 420-0927
FAX (082) 423-0270
